

第五十一回国 参議院 法務委員会 會議録 第二十号

(三七二)

昭和四十一年五月二十四日(火曜日)

午前十一時開会

出席者は左のとおり。

委員長 和泉 寛君
理事 木島 義夫君
松野 孝一君
稲葉 誠一君

委員

齋藤 昇君
鈴木 万平君
中野 文門君
中山 福藏君
龜田 得治君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
野坂 参三君

政府委員

法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省刑事局長 津田 實君
法務省人権擁護局長 堀内 恒雄君
大蔵省証券局長 加治木俊道君
厚生省医務局長 若松 栄一君

事務局側

常任委員会専門員 増本 甲吉君

説明員

国税庁調査査察部長 志場喜徳郎君

本日の会議に付した案件
○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(近江絹絲事件に関する件)

(病院における患者及び看護婦の人権問題に関する件)

する件)

○委員長(和泉寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日は、まず、檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、近江絹絲事件に関する件について調査を行います。亀田君。

○亀田得治君 前回に引き続きまして、近江絹絲の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。最初に、刑事局長にお尋ねをいたします。

先日、五月十二日だったと思いますが、刑事局長から、資料として「近江絹絲紡績株式会社各期決算粉飾状況」、こういう一覽表を出していたのですが、以下この表につきまして若干お聞きしたいと思うのですが、その前に、この表は、大阪地方檢察庁で作成されたもの、そのまゝのものか、あるいは、大阪地検からの報告を受けて、そして法務省の刑事局で作成されたものか、そういう点についてちょっと確かめておきたいと思っております。

○政府委員(津田實君) ただいま御指摘のありました亀田委員に御提出申し上げました「近江絹絲紡績株式会社各期決算粉飾状況」の表であります。これは、記録に基づきまして大阪地方檢察庁が取り調べました結果を報告を求めまして、それを刑事局におきまして取りまとめたものでございます。

○亀田得治君 そういたしますと、大阪地検からはもつと詳細な報告説明というものが来ておると、それをもとにして刑事局のほうでつくりあげたと、こう理解していいわけですね。

○政府委員(津田實君) そのとおりでございます。

は、私のほうの希望としては、八十八、八十九、九十の各期についても同じような表をつくっていただきますと、非常に問題点の論議に便宜なわけですが、この点は電話でもちよつとお聞きしたわけですが、このような表をつくりあげるだけの材料というものが無いということになるのでしょうか。

○政府委員(津田實君) 八十八期以後の分につきましては、その内容につきまして詳細の捜査をいたしておりますので、かような形で結論を出すことができないわけでございます。その意味におきまして、八十八期以後における内容は一応確定できないという状況でございます。

○亀田得治君 じゃ、まあそういう前提で以下若干お聞きしたいことにいたします。

まず、第一の八十一期でございますが、これによりまして、粉飾額が九千八百万円となっておりまして。そこで、お聞きしたいのは、この九千八百万円の粉飾はいかなる勘定項目で行なわれたものか、明らかにしてほしいと思つております。

○政府委員(津田實君) 実は、これは結論だけしか書いてございせん。八十一期から八十三期までは結論だけしか書いてないわけでありまして。これは一応八十四期以後を中心にして、八十四期以後につきましては粉飾のしかたについてある程度刑事局のほうでわかつておられますが、八十一から八十三期までは、ここに書いた結論以上のものはいまちよつとこまかくはわかつていないわけでありまして。

○亀田得治君 項目だけでもわからないわけでしょうか。

○政府委員(津田實君) 項目もただいま手元ではわかりません。

○亀田得治君 これはお調べ願えばわかることだと思つていますが、再調査していただきたいと思つております。

ます。八十一、二、三まで同じようでございますが、その点をひとつ要請しておきます。

○政府委員(津田實君) 承知いたしました。

○亀田得治君 そりすると、次は八十四期ですが、八十四期の粉飾が二億四千五百万、こういう数字が出ておるわけですが、この粉飾項目は何でございましょうか。

○政府委員(津田實君) この八十四期の決算に際しましては、同期の真実の損益は、当期損失金二億三千二百三十七万五千五百十五円……

○亀田得治君 七円ですね。

○政府委員(津田實君) 二億三千二百三十七万五千五百十五円のはかに……

○亀田得治君 この表が違いますか。

○政府委員(津田實君) 八十一期から八十三期までの間に計上して繰り越されていた架空利益合計三億三千八百万円を加えると、合計五億七千三百七十五万七千七百七十七円の損失を生じていたものであります。右繰越架空利益を架空でないものとして、さらに買掛金勘定を架空に減額することによりまして二億四千五百万円の架空利益を計上し、当期純利益金として差引千二百九十六万二千四百八十三円があつたようにし、これに前期繰越利益剰余金二千二百六十三万五千九百六十三円と配当引当準備金戻し入れ八千七百円を加えて、合計一億二千二百五十九万八千四百四十六円を利益金とし、そのうちから法定利益準備金百万円、納税引当金四百万円、株主配当金九千九百円、役員賞与金四百四十六万八千四百四十六円の利益処分をしてゐるわけでありまして。

○亀田得治君 そりすると、二億四千五百万円というのは、買掛金の粉飾だけですね。

○政府委員(津田實君) これは全体としてただいま申し上げたようになつてゐるわけではございません。

ありまして、まあ結果的にそういうことに言える
といえ言えるかもしれない。

○龜田得治君 それから、先ほど、二億三千二百三万七千五百十七円を十五円と言われましたが、これは七と違いますか。私のほうのいただいた表は七となっておりますが、表の⑧ですね。

○政府委員(津田實君) 二億三千二百三万七千五百十五円と申しましたのは、十七円の誤りでございます。

○龜田得治君 八十五期はどういうふうになるの
でしよるか。ただいま八十四期について非常に内
訳の詳しい御説明ございましたが、八十五期に
ついてひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員 津田實君）八十五期につきましては、同期の真実の損益は、当期損失金一億二千二百三十七万五千三百六十六円のはか、八十一期から八十四期までの間に計上して繰り越されていながら、架空利益合計五億八千三百万円を加えますと、今計七億五千三百七十五万五千三百六十六円の損失を生じていたのであります。右繰越の架空利益を架空でないものとし、さらに買掛金勘定を架空に減額する等の方法によつて一億三千三百万円の架空利益を計上し、当期純益金として差引千六十二万

四千六百三十四円が存したように装い、これに前期繰越利益剰余金二千三百五十九万八千四百四十六円と配当引当準備金戻し入れ四千万円を加え、合計七千四百二十二万三千八十円を利益金とし、そのうちから法定利益準備金百万円、納税引当金三百万円、株主配当金六千万円、後期繰越利益剰余金一千二十二万三千八十円の利益処分を行なっているわけにあります。

○亀田得治君 この粉飾額の一條三千三百萬と――表の⑥ですね、書いてある点、ただいまの⑤の説明で買掛金等と言われたわけですが、この粉飾額は數項目にわたっているのだと思いますが、その内訳がおわかりでしたら明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(津田實君) これはただいままとめてききましたわけで、この内訳はただいまはちょっと

○亀田得治君　まあこれもずっと内訳があつて出てきている数字ですから、次回までにちよつとお願いしたいと思ひます。

それから八十六期です、八十六期について御説明願いたいと思います。

○政府委員(津田實君) 八十六期につきましては、実際の損益は、当期利益金一億三千八百七十四万七千三百二十四円をあげたのでありますが、そのほかに八十一期から八十五期までの間に計上して繰り越されていた架空利益合計七億一千六百万円が存在しますところ、差引五億七千二十五万二千六百七十六円の損失を生じていたのであります。が、右繰越の架空利益を架空でないものとし、単に前期架空利益を計上し、原料勘定五千万円のみを消却し、当期純益金としては八千七百七十四万七千三百二十四円のみを計上し、これに前期繰越利益剰余金一千二十二万三千八十円を加え、合計九千七百九十七万四千四百円を利益金として、このうちから法定利益準備金四百五十万円、納税引当金二千三百万円、株主配当金六千万円、後期繰越利益剰余金一千四十七万四千四百円の利益処分を行なつておるわけであります。

○龜田得治君　そうすると、この表を見ますと、八十六期としても、四期、五期と違って利益は出ておるけれども、繰越の粉飾がある關係で配当はできない状態であつたということは言えますね。

○政府委員（津田實君） そのとおりでございます。

○亀田得治君　したがって、前回もこの点を少しお聞きしたはずなんです、八十四期、八十五期と同様に、八十六期についてもいわゆるタコ配が行なわれたんだ、そしてその点については捜査当局もやはりはっきりした結論を出しておられるのだと思いますが、念のために確かめておきたいと思ひます。

○政府委員（津田實君）　ただいま申し上げましたことによりましておわかりいただけたと思うので

すが、ただいま仰せのとおりになります。と思います。

○龜田御治君　そこで、以上で八十六期までの全貌がほぼ明らかになってきたわけですが、検察庁が八十四期から六期までのタコ配について起訴猶予にしたというこの理由ですね、この点についても前回だいたいお聞きしたわけですが、私たちが本件に関連した専門家からいろいろ聞くところによると、どうも三つの理由を捜査当局はあげておられるようです。その第一は、この近江絹絲に含み資産が相当あるということ、それからもう一つは、業績が若干、まあ十分とは言わぬが、いくらか好転しているのではないかといったようなこと、さらに第三として、まあそれが一番大きな理由かもしれないませんが、八十七期において決算の状態を正常化した、こういったようなことを言われておるようですね、聞くわけなんです、それはそのとおりでよいでしょうか。

○政府委員（津田實君） 大体そのとおりでございます。大体それが本件の起訴猶予にした理由であります。

○龜田得治君　ところが、その点について関係者が納得しないという点があるわけでして、私自身も中身をいろいろ検討してみてもそのような気持ちになるわけです。したがって、そういう点について少し刑事局長の御意見も聞いておきたいと思ひます。

その第一は、検査庁は近江絹絲の含み資産という
こと指摘されるわけですが、商法ではそういう
含み資産を考慮するというふうな考え方は排斥し
ておるわけなんです。近江絹絲の場合の含み資
産の大部分というものは、どうも土地のようです
ね。そういう土地についての含み資産というの
は、結局これは評価を高く見積もるといふこと
に帰するわけなんです。企業を継続していくと
いう前提に立てば、まあ極端な言い方をすれば、
それはゼロに等しいわけなんです。解散をして帝
国という場合には値打ちが出てきても、企業継続
という立場からはあくまでもそういう考え方を商
法として排斥しておるわけなんです。御存じの

とおり。にもかかわらず、なぜそういうものを一つの処分の大きな根拠にされるのか、この点がどうも納得がいかない。無理やりにそのような理屈を一つ持ち出してきておるといふふうに感ずるわけなんですが、どうなのでしょう。

○政府委員(津田實君)　ただいま御指摘の含み資産の問題につきましては、なるほど、商法の建前から論ずれば、お話のようなことになると思います。しかしながら、やはり一般の会社の状態——この会社じゃありません、一般的に会社経理の状態というものを考えました場合に、この問題もやはり刑事処分をする場合においては考えなければならぬ問題でございます。世の中に、そういう起訴猶予というような事件につきましては、やはりそれなりに被疑者の側に三分の理というものがあるかもしれないことを認めてやらなければならない場合もあるというのを認めて、そういう意味の考え方において、この問題は、将来の会社経営——将来と申しますか、それまでの会社経営と将来の会社経営の見通しなどというものを起訴猶予の場合あるいは処分の場合に念頭に置くというのがやはり刑事政策としては相当というふうに考えております。

○龜田徳治君　しかし、商事取引なり商法の關係で罰則等を特につけたりいろいろしておるのは、あくまでも会社の健全經營という立場から出ておることなんです。だから、一般の場合にはほかの要素を考えるとということと相当私はこの点は違ふんじゃないかと思うのです。そうしませんが、不動産等の値上り等がずいぶん大きいわけですからね。大きな会社が、こういう含み資産、しかも不動産、そういうものを頭に入れて、何か粉飾をしたり筋の通らぬことをやるといふようなことを助長するような結果にはせぬか。刑事政策の面からしても、商事關係についていろいろな罰則をつけておる立場から言つて、どうもふに落ちない点がある。まあこれだけが起訴猶予にされな理由ではないかもしれませんが、こういう考え方を捜査当局が持つておるとしたら、どうもその考えは古いのじゃないか。最近の健全經營という

うな考え方を少しづつズレがあるような感じがするんですが、これは大事な点です。もう一度お伺いするわけですが、ことに近江網絲の場合には、ほとんどが担保に入っておる不動産なんです。そういうふうに入っているんです。だから、その辺もあわせ考えますと、重大な刑事処分を決定する理由としては、まだ根拠が薄いように思います。どうなんでしょう。

○政府委員(津田實君) かような会社経理に関する犯罪につきましては、建前論としては御指摘のとおりであると思ひます。しかしながら、事件として具体的に処分する場合におきましては、やはり現在の一般会社状況というものをある程度頭に置かなければ、たまたまこれが見つかったものについて相当の処分をするというふうなことになると思います。刑事政策的にそういう一罰百戒というふうな考え方ももちろんありますけれども、しかしながら、それをとるのが適当か、徐々にかような問題は適当な方向に向かうのが相当なのかという問題があるかと思ひます。で、刑罰のみをもつてかような一般の経済界あるいは会社経理という面を正していかうという考え方は私はとれないと思ひます。やはりこれは諸般の施策が徐々にその方向に向いていき、また、会社経営者がそういうふうな自覚に立つていくというふうになつていかなければならないのではないかと。こういう問題に関する限りは、これを一罰百戒であるというよりは、当該会社その他関係株主に非常に大きな影響を与えると思ひますので、そういう意味におきましては、いろいろな点がやはり考慮されなければならぬという意味におきまして、この問題を起訴猶予にしたからそれじゃもうこの程度のもはみな起訴猶予になるからいいのだというふうに考えているわけではもちろんございません。この会社がさらにそういうことを行なえばまた相当の処分を行なわなければならないというものは出てまいりと思ひますし、そういう意味におきまして、やはり起訴猶予ということとは一つの意味があると私は考えておるわけであ

ります。

○龜田得治君 なかなか検察庁のやつた処分について本省の刑事局長が否定するようなことはこれはめつたにおつしやらぬことなんです。担保にほとんどこれは入っているものなんですよ。その点は事実なんです。

○政府委員(津田實君) 八十七期に関連いたしません不動産の売買の担保の關係については、ちょっといま資料がございせんからわかりません。

○龜田得治君 それはお調べ願ひたいと思ひます。私たちがそういうふうに入っているのですね。含み資産とは言うけれども、その含み資産というものがほとんど担保に入っているんだというふうに入っているわけでありまして、その点もひとつあわせてお調べを願ひたいと思ひます。担保にも入つておらぬきれいなものだというのなら、まただいで考え方は違ひと思ひますね。お調べいただけますか。

○政府委員(津田實君) 調査いたします。

○龜田得治君 それから業績の点ですが、これもわれわれなりに集めた資料もあるわけですが、売り上げなどはたいしてふえず、銀行からの借り入れなどもさほど減少しない、ずっとある。受取手形、売掛の關係などは若干はふえるといったような現象の中で、支払手形、買掛金ですね、これが非常にふえておるといふふうに入つておるわけですね。私のほうで調べた表がここにあらはれておるわけですが、これは昭和四十年には下期において四十六億三千万という数字にまでなつておるのです。三十二、三年ごろには十億程度であつたものが、非常にふえておる。こういう点等から見ると、業績というものはそれほどよくなつておるといふふうにはちよつとよろしく考えられしても思われぬわけなんです。そういう点はどういうふうに入検察庁は判断されておるのでしょうか。

○政府委員(津田實君) 八十八期以後の状況につきまして、おそろくわかつていないと思ひます。また、新しい事件のことは別といたしまして、それまでおそろく取り調べというふうなことができなかったのではないかと思つております。現に、この關係の処分はその前に終わつております。そういう意味におきまして、ただいまの御質問の点は、調査いたしておらぬと私は思ひます。

○龜田得治君 それは昭和四十年といへば調査の対象からははずれますが、借金というものはこれは徐々にふえていくのが普通でありまして、それは一年ごとにつつと検討すればもつとはつきりわかるわけですが、業績がよくなつておるといふようなことは、私は起訴猶予処分にした当時においても断じてこれは言えぬように思ひます。借金の支払手形と買掛金の關係ですね、そういう点についてはつと各年ごとの数字をとつていただければそれはつきりわかるわけですが、お調べ願ひますか、その点もあわせて。

○政府委員(津田實君) 現在わかるものについては、調査をすればわかると思ひます。

○龜田得治君 捜査の対象になつた年度についてはつとわかっているはずですね。九十期ぐらいまで、その程度はわかっているんじゃないですか。

○政府委員(津田實君) それはわかつていないと思ひます。問題の期以外にはわかつていないと思ひます。

○龜田得治君 それじゃ、八十七期まででもいいですから、その辺の状況、八十七期まではこれははつきりつかまれていると思ひますから、明らかにしていただけますか。

○政府委員(津田實君) できるだけ調査の結果を明らかにいたしたいと思ひます。

○龜田得治君 それじゃ、まあ次回までにその点を明らかにしていただまして、さらに質問をしたいと思ひます。

それから第三の、これがまあ一番大きな理由として聞くわけですが、八十七期以降において決算が正常化した、こういうことが言われておるわけですが、結局まあこの表からも推測ができるわけですが、前回は質問をいたしました土地を三筆処分

分をしたと称して、その關係の売買益というものを計上してきた。それによつて前期までの累計の粉飾化なども一挙になくしていった、こういうことになるわけですね。この八十七期についての説明を、先ほど各期についてお願いしたと同じ程度にちよつとまず御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(津田實君) 同期の真実の損益は、当期利益金七億六千八百九十九万五千七百五十五円をあげたのでありますが、そのほかに八十一期から八十六期までの間に計上して繰り越された架空利益合計六億六千五百円が存するわけでありまして、これを全額消却しまして、当期純益金としては一億三百九十九万五千七百五十五円のみを計上し、これに前期繰越利益剰余金四千四百四十四万四千四百円を加え、合計一億四千四百三十七万六千六百九十九円を利益金として、このうちから法定利益準備金六百万円、納税引当金三千七百円、株主配当金六千万円、後期繰越利益剰余金三千三百七十六万六千九百九十九円の利益処分を行なつておるわけでありまして。

○龜田得治君 当期の利益をあげた一番の大きな問題は、三筆の土地を公正企業に対して三億八千八百万で売った、このことが一つの大きな柱になつておるわけですね。したがつて、この公正企業との売買というものが、これは粉飾のためにやられたのであつてそういうものは認められないんだと、こういうことになりまして、八十七期の配当自身も間違ひだ、こういうことになりましてね。これはまあ當然なことですが。

○政府委員(津田實君) そういう仮定の上に立てば、そういうことになります。

○龜田得治君 したがつて、八十七期以降について近江網絲と公正企業との間の土地のやりとりというものが重要な意味を持つてくるわけであつて、そういう立場から若干公正企業自体についてお尋ねをしたいと思ひます。その上でこの土地の売買の問題に入つていきたいと思ひますが、公正企業との關係は証券局のほうによりわかつておるかと思ひますが、わかつておる人からひとつ答えてもらいたいと思ひます。——一つずつ聞きますか

ら、ちよつと待つて下さい。

これは、資本金は幾らの会社ですか。これは証券局でみんなそういうことはわかっているはずですが。

○政府委員(加治木俊道君) 実は、証取法上の対象会社に、近江絹絲は対象会社になっておりますけれども、公正企業は対象会社になっておりませんので……

○龜田得治君 わからぬですか。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲からの報告によると、公正企業は、払込資本金は五億のようでございますが、私のほうで直接確かめた数字でございせんが。

○龜田得治君 近江絹絲は調査報告すべき義務のある会社ですね、これは。だけれども、公正企業はそうじゃないから、何かこう軽く考えているようないまお答えをしようとしたようですが、そうじゃないんですよ。近江絹絲に関しては、公正企業との関係が実は問題になっている。後ほどもお尋ねすればはつきりするうちに、これは大部分が近江絹絲が株を持つておるわけなんです。普通の親子会社といったって、それはもう密接というか、もう同一会社ですよ、言うてみれば。そういう疑いを持たれておる。そういうものについて、これは証券取引法の対象外の会社だからというふうなそんな考え方をされるということは、これはもう間違いですよ。一体のものとしてそういう場合には検討してもらわなければ実体がわからぬじゃないですか。そういうあやふやな態度で、私はことばじりをとらえるわけじゃないですけれども、やはりこういう問題は姿勢が大事でしょう、本気に取り組む姿勢を持つていかどうかということが。さっきのあなたのお答えは私は非常に気に食わぬのですが、何であんなことをおっしゃるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲の問題でも調査しなければならぬことがございまして、それに関連する限りにおいては、その相手会社との取引の内容を調べるのに必要な範囲内において取り

調べるということもございまして、この場合、特に検査に入つたわけでもございません。一応近江絹絲側の申し立てによつて、いまの土地の売買の問題が特に問題になるかと思ひますが、われわれの心証の得られる限りのお話を聞いておるというところはやつておりますが、特に公正企業の事実と関係ないところまで実体に入つて調査するということは実はやつておりません。必要があれば当然やらなければならぬと思ひますが、そういう意味で、対象会社になつておればいろいろな報告書が参りますけれども、全貌を明らかにするだけの資料がわれわれの手元には参つていない、こういう意味でございまして。

○龜田得治君 近江絹絲の持ち株は幾らになつていますか、公正企業に対して。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲の四十年四月の報告が一番新しい資料でございまして、この資料によりますと、公正企業に対する持ち株総数九十九万株、期末に九十九万株、所有資本額四億九千五百万円、こういうふうな報告されております。

○龜田得治君 それは、公正企業の全体の株の中の何割になつてます。

○政府委員(加治木俊道君) 発行株式総数が百万株のようでございます。したがつて、九九%ということになるんです。九十九万株でございますから。

○龜田得治君 これは全く「九九%」ですか。そういう関係なんですか、これは。あとの一万株というのはどこにあるんです。

○政府委員(加治木俊道君) ちよつと私のほうでいまその点はわかりかねております。

○龜田得治君 それは御調査願ひますか。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲を通じて調べることは可能でございます。もし、ぜひその点を明らかにしろというところでございますれば、調べて御報告申し上げます。

○龜田得治君 私の想像を申し上げては恐縮ですが、あとの一万株もほとんど近江絹絲の関係者の人が持つてゐるのじゃないか。あんまり百万株全部近江絹絲が持つてゐるというのじゃないか、これは親

子会社というよりも同一会社ですわね。經理をこまかす便宜としてやつてゐるというところがあるに形の上においてもはつきり出てくる。そういうことで、一万株だけこれはだれかに専門家から注意されてやつておるのだと思ひます。そういう実体を明らかにするために、ひとつ一万株はどこにあるのか、それを明らかにしてほしいと思ひます。

それから近江絹絲と公正企業の関係ですわね、これはおわかりでしょう。社長は兼務でありますが、その他の重役につきましてもどれだけの兼務があるのか。

○政府委員(加治木俊道君) 私のほうへの近江絹絲側からの報告によりますと、公正企業の関係の業務役員、取締役四名、監査役一名、こういうことになつております。これがたして公正企業の役員全員であるのか、また、だれがどういう役職にあるのかというところはちよつとわかりかねておりますが、そういう報告になつております。

○龜田得治君 その取締役四名というものの内訳を調べてほしいと思ひます。その中に社長が入つておるはずですか。それ以外はどういう方なのか、調べたらおわかりでしょう。

○政府委員(加治木俊道君) 三十八年の報告でございまして名前とその役職が出ておりますが、最近の内容はあとで調べまして御報告申し上げます。

○龜田得治君 三十八年はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(加治木俊道君) 三十八年では、業務役員だけが書かれていますが、社長が兼務でございまして、高見重雄。それから専務が業務役員で鈴木裕蔵、専務は二人おりますが、鈴木及び夏川この兩名がいずれも専務で業務になつております。それから取締役で比留間、斎藤、この兩名が——比留間が両方の取締役、斎藤が近江絹絲の監査役で公正企業の取締役。それから「のぶまさ」と読むでございましょうか、「しんしょう」と言るのでございまして、信正、松本兩名が近江絹絲

の取締役で公正企業の監査役、こういうふうになつておるわけでございます。

○龜田得治君 現状は、お調べ願へると、若干また変更があるんじゃないかと思ひますが、いま御指摘の年度だけを見ても、社長は同一、そうして取締役、監査役というものは交流しているわけですね。執行関係の者だけではないに、監査役までもちゃんとあんな交流している関係ですよ。だから、普通のこの種の親子会社というものよりも非常に密接な関係です。

それからもう一つ聞きますが、公正企業の本社はどこにあるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) これは報告書に記載されておるもので、ちよつとわかりません。確かめておるんですが、どうも同じような場所にあるようなほかの資料がありません。

○龜田得治君 近江絹絲と同じ場所にあるというのでしよう。

○政府委員(加治木俊道君) どうもあるようでございまして、確信を持つてお答えできかねるというところでございまして。

○龜田得治君 これは、じゃ、私のほうから教えてあげますが、近江絹絲の本社は、大阪の東区の大津町四丁目二十五番地、埼玉ビルの中にあるんです。その近江絹絲の占めておるスペースの中の一部、すみっこにあるんですよ。そういう会社なんです。そういうことを全然知らぬのですか。両者間の經理というものは非常に疑惑を持つて見られておるわけですが、真剣に取り組むのであれば、当然これはそういう点等も突っ込んで調べなきゃ、判断する場合にはやつぱり非常に違つてくるのじゃないかと思ひますが、全然そういうことは知らぬのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 親子会社の関係にあるというところ、しかもかなりの密接な関係にあるというところは承知いたしております。事務所まで調べておりませんが、実質的にそういう関係にあるということをわれわれのほうでも調査の過程で十分認識いたしております。

○龜田得治君 十分認識と言ひけれども、どうも認識が足らぬですね。

公正企業といふのはどんな事業をしているんですか。私は實際を聞くのですよ、そんな定款事項に書いてあるとかそういうことではないに。実際にどんな事業をしているか、それをおっしゃってください。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲の不動産の關係の別働隊、管理關係をやっているというふうに近江絹絲側からは聞いております。

○龜田得治君 近江絹絲の不動産の別働隊という、もう少し詳しくわかりやすく説明してください。どういう意味なんですか。

○政府委員(加治木俊道君) どこまでうまくお答えできるかわかりませんが、どうも土地の売買關係をこの子会社である公正企業にやらしているようにございます。近江絹絲の所有不動産の全部、よくある例であります、自分の營業用に使っている不動産關係、その他、たとえば金融機關等ですと担保流れ不動産、こういったものを特別に納税のために別会社にやらしてあります。が、はたしてそれは手広くやっておりますのか、單純に土地会社だけをやっておりますのか、ちょっとその点は十分明らかにいたしてありますけれども、土地の売買關係をやらしているようにございます。

○龜田得治君 公正企業の經理の内容などはわかつておらぬのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 私のほうでは、内容までは承知いたしておりません。

○龜田得治君 近江絹絲との債權債務の關係というものはわかつておらぬのですか。これは、當然、親会社、子会社の關係ですから、別に特別な報告が要るわけでしょう。それはどうなっていますか。

○政府委員(加治木俊道君) 先ほどの四十年四月の報告によりますと、持ち株關係、まあこれはさつき申し上げましたけれども、公正企業に対する貸付金の残高、四十年四月末でございますが、

これが五億七千九百四十八万四千円というふうになっております。

○龜田得治君 たとえば八十七期の資料についてお尋ねしますが、これありますね。

○政府委員(加治木俊道君) ございます。

○龜田得治君 公正企業との關係の貸付金明細表によりますと、当期の増加額、当期の減少額というものが、おのおの三億幾らずつと書かれているわけですが、この内容は一体どういふものなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 仰せのとおり、若干差がありますけれども、ほとんど三億八千万前後の金額が当期中の増加額であると同時に減少額になっておりますが、この内容までは私のほうで調べておりません。

○龜田得治君 これは調べることもできるでしょう、あなたのほうの正規の報告の中の数字ですから。

○政府委員(加治木俊道君) 近江絹絲を通じて事情を聴取することは可能でございます。

○龜田得治君 当期減少額三億七千九百八十七万円、これは減少となつておるのですが、貸付金が減少したということですから、公正企業から近江絹絲にこれだけの金が入らなければならぬわけですね。そんなに金が一体入っているのかどうか、そういう点も調べてほしいのです。数字だけをこ

う並べているのでしう、實際は、おそらくは、これは調べてもらいたい。

○政府委員(加治木俊道君) 承知いたしました。

○龜田得治君 そこで、あなたのほうでは、公正企業といふものは近江絹絲と同じようには取り扱

いの対象にはならない、こゝ言われるのですが、近江絹絲自体の中身といふものを検討していきま

すと、どうしても公正企業との關係といふものを突つ込んで調べざるを得ないのでね。そういう立場から資料をお願いしますが、公正企業が設立された当初から今日まで、近江絹絲との間で債權債務の狀態が発生しているわけですが、それを一覽表にして整理をしてほしいと思うのです。これ

は子会社に対する關係ですから、當然お調べが願

える部分ですから。そうして、それに対するでき

るだけ詳細なあなたのほうで把握できる限りの説明をお願いしたいと思います。それが出てきますと、

だいたい兩者の全体の關係といふものが把握しやすくなる。これはできますか。

○政府委員(加治木俊道君) こちらに近江絹絲から報告されておる内容には公正企業の關係の数字が出ておりますので、この関連で聞くことはでき

ると思ひます。はたしてどの程度のもを近江絹絲側から聴取できますか、できるだけわかりました限り御要望に沿うように整理いたしまして御報告申し上げたいと思ひます。

○龜田得治君 その際に、こゝいう報告書の数字だけを取り出してただずつと並べてみるというこ

とじやなしに、たとえば八十七期について私がちよつとお尋ねしたように、できるだけその中身

といふものがわかるようなふうにしていただきた

いと思ひます。どうしてもわからぬところは、こ

れまたいたし方がないと思ひますが、よろしい

な、それは。

○政府委員(加治木俊道君) できるだけ御要望に沿うように努力いたします。

○龜田得治君 それで、次に、いわゆる問題になつて近江絹絲から公正企業に売り渡した土地の問題ですね。前回にもこれは若干お尋ねしましたが、その問題に入つていきたいと思ひます。この三筆の土地の所在ですね、これはどこなん

で、よろしければ御報告したいと思ひますが。

○龜田得治君 それでは、これは調査の上で報告を願ひます。

八十七期以降も固定資産税は近江絹絲が払つていたとの前私から指摘しましたが、それはあなたのほうでその後調べ等であつておられますか。

○政府委員(加治木俊道君) はつきり確認いたして

おりませんが、移転登記を済ませるまでは近江絹絲側でどうも払つていたようにございます。

○龜田得治君 移転登記といふのは、この前おつ

しやつたのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 四十年の十二月六日

に移転登記を済ましておるようでございます。

○龜田得治君 地代もやはり近江絹絲が八十七期

以降引き続いて徴収していたようですが、そのと

おりですか。

○政府委員(加治木俊道君) そのようでございます。

○龜田得治君 それから、これも當然なことですが、三筆の土地の代金といふものは、帳簿の操作は別として、現金を持つて行つて払つたといふことはないんでしう。貸付にしたかどうとか、そういうことは説明なり文書でわかることですが、私の聞くのは、代金を三億八千幾ら、これを公正企業が近江絹絲に持つて行つたといふ事實はないんでしう。

○政府委員(加治木俊道君) 債權債務の發生關係は認めることはできますけれども、はたして現金授受が行なわれたかどうか確認いたしてあります。代金授受が行なわれたといふ事實は確認いたしてあります。

○龜田得治君 この土地は、公正企業が買うと、

どういふ利益があるのでしょうか、会社として。

○政府委員(加治木俊道君) 公正企業側がどうい

う動機、目的で買ったかといふことはつまびらかにいたしてありませんが、もしその後処分して譲

受価額よりも高く売れば利益が出る、當然のこと

でございますが、はたしてそういうことを意圖

してやつたのか、ちよつとその土地のその後の管

理なり使用状況等を見てみなければ、はたしてどういふ利益というものを公正企業側が考へて売買したか、確認はいたしておりません。

○龜田得治君 詳細な資料は追って出していただくことになりましたが、公正企業というものは、これは毎期赤字のはずです。近江絹糸に対しては、ずつと相当額の負債がある会社なんです。資本金五億。一体、そういう会社でこういう土地を必要とするかどうか、そういうことは、報告書だけじゃないに、もう少しはつきり判断ができるんじゃないですか。

○政府委員(加治木俊道君) 当初申し上げましたように、近江絹糸の不動産関係の売買関係をやらせる目的でこしらえた子会社であるとして、近江絹糸自体の売買のかわりにその子会社である公正企業に売買をやらせるということでございしますから、売却をすれば、近江絹糸にわたって売却することになりますので、売却代金が入ってくる。また、近江絹糸側としても、そういうことを意図して不動産の権利を子会社に移転しておいて、その後売買によって実現した入金をはかる、こういうことはある得る事象だと思ふのであります。これは私の想定でございしますが……

○龜田得治君 そうじゃなしに、近江絹糸が売ったこの三筆の土地は、ほかの人が使っておる土地なんです。それを公正企業がばく大な金で買い取った、こうなっておるわけですが、表面上は、しかし、それを買い取ったものをほかへ売るとして、あなた、そんなもの売れますか、この不景気なときに。第三者が使用しておる、上にちゃん建物がある、そういう土地について。それは近江絹糸がどこか新しい工場敷地をほしい、そういう場合に近江絹糸にわたって土地を買い集めるといったようなことは、これはあるかもしれないが、本件については全然これはもうそういう実益といったようなものは一つも考へられないわけなんです。結局、やりとりすることによって評価益を出しているわけなんです、商法上禁止してある。非常に不健全なことをやっておるわけなんです。

す。そういう点をそんな表面上の名目だけで証券局が了承しておるようでは、これははなはだたよくないと思ふんです。私は、最近の経済綱等をときどき見まして、ずいぶん粉飾問題については大蔵省も強い態度で取り組んでいるのだなというところを感じまして、それは非常にいいことだというふうに考へていたわけですが、どうもこの近江絹糸の問題で具体的に少し検討をし、お尋ねしてみると、何かこうたよりないんですね。私が先ほどからずつと指摘した点、特にだれがどういふふう

に使用しておるのかというふうい現実の事象といふものもお調べ願つて、もう一度これを考へてみてほしい。正しい報告書と大蔵省が理解するのかわりか。私が指摘したような事実があるにもかかわらず、なおかつそれを正しいものとしてこうしていくのだというふうな考へであれば、これはあなた経理関係の専門家がかれはいろいろなことができますよ、いろいろなことが。だから、そういう意味で、前回もだいいふ御研究を願つたわけですが、不明確ですね、不明確です。皆さんが近江絹糸からのこういう報告をもらつて一応それを了承したようなところになつておるものから、その立場にとらわれておられるようですけれども、しかし、それはまあ十分な議論もしない過程において一々人のものを疑つてかかるわけにもいかぬ。また、大蔵省のほうの担当者の人数にも限界があるといったようなことで、一応のことはわれわれも理解できるわけですが、しかし、具体的な問題になつてきた場合には、もつと具体的な状態といふものをつかまえて両者の関係といふものにメスを入れてもらわなければ、これはほんとうのものかどうかというところはつきりしてもらわなければいかぬと思ひます。こんなことがまかり通るのなら、それはあなた評価益の計上なんというものはいくらでもやれますよ。そう思ひますので、これは次回に私最終的にいろいろな法律問題をまとめてお聞きしたいと思つておりますので、その際までによく検討しておいてください。それから証券のほうにもう一つ聞きますが、債

権債務がずつと近江絹糸と公正企業との関係にあるわけですが、弁済期ですね、ずつと載っているんですが、それはどうなつておるのか、そういう点をばつきりしてほしいと思ひます。

○政府委員(加治木俊道君) 返済期の明確な契約が行なわれていないようでございます。

○龜田得治君 それで、ともかく、公正企業なんという会社は、何億という借金をしたつて、それを払えるような状態ではないんですね。そうすると、会計の原則からいつても、商法なり規則の立場からいつたつて、そんな債権は一体財産として計上できるかどうか大きな問題なんです。いつまでたつたつて五億幾らという借金——私がもらつた書類だけから見ただつて、少しづつ数字は違つていくが、同じことなんだ。ずつと残つておるわけなんです。だから、その点についても、そういう落とさなければならぬものをことさらにいつまでも載せておくといふことになつておるんじゃないかとも思ふ。これは決算なり配当の関係に大きく響いてくるわけですね。これは直接近江との債権の関係ですから、一体どれほど確実性がある債権と見

ておるのか、それも検討して報告してほしいと思ひます。よろしいな。

○政府委員(加治木俊道君) 承知しました。

○龜田得治君 国税庁に対して一点お聞きしますのは、「近江絹糸紡績(株)関係資料」というのを国税当局から出してもらったんですが、その中の2で、すね、税務上の処理というところについて、いふことが書いてあるわけですが、ちょっと読んでみますと、「売買当事者である近江絹糸(株)と公正企業(株)が親子会社の関係にあること等から、売買契約の効力が発生しているかどうかについて会社側の説明を求めたりえ、八十七期において税務上の売却益なしとする会社申告を是認した」と、こういうふうに結論的に書いてあります。これからい

きますと、八十七期の当時にいふのは税務当局としては土地の売却といふものを認めなかつたといふふうに理解したものと、当然これは判断すべきだと思ふのですが、間違ひありませんね。

○説明員(志場喜徳郎君) ここに書いてございしますように、税務上不動産につきましていつ課税上の収益が帰属したと見るべきかということにつきましては、たとへば代金の完済でありますとか、あるいは所有権移転の登記でありますとか、そういうことは一応関係なくつて、売買契約がいつ効力を生じたかということによつて、統一的に取り扱つております。さういふ関係で、八十七期につきまして、会社側は、前のほうにも触れておりますように、公表面では不動産勘定は落としておりますけれども、税務申告にあたりましてそれを土地の評価益であるということで、自己否認と申し

ますか、減算をいたしまして申告しております。そういうふうな食い違いがあるものでございしますから、しかも親子会社の関係でございしますから、一体この契約が——当事者の意思表示によつて効力は発生するのでありますけれども、効力を発生するかどうかといふことを当然調べたわけでございます。そういう調査の結果、会社の説明、その他の事情を見まして、税務上の実質的売買契約の効力の発生としては八十七期ではないんじやないかという判断をして処理したものと考へております。

○龜田得治君 もう一つ確かめておきますが、そうしますと、ただいま説明をお聞きしますと、漫然と近江絹糸の申告を是認したものでなく、実際に幾らか当たつて調べて、その上で認めたものだ、こう理解していいですね。

○説明員(志場喜徳郎君) 実地調査をしておりますから、お尋ねのとおりでございます。

○龜田得治君 この点について現在会社が違つた主張を修正申告という立場から税務署に出しておることは、せんだつてもお答えいただいたとおりであります。この点は国税庁もよほど慎重に扱つてもらわんと困ると思ふのです、この点はね。税務署としては何も漫然と認めたものではないわけですから、むしろ証券局よりも実際に当たつてこう認めた。そのことを、今度は会社側が、刑事事件等で都合が悪くなつてきたからといふので、また言

い方を覚えてくる。ああそうでしたか、国のほうに税金が入ることなら何でもいいというふうなことで、私は、私は全体の会社に対する国の行政の立場としては、あやまちをおかすと思うんですね。会社に振り回されているかっこうです。よく悪く言ったら、だから、そういう点があるわけですから、まあ証券局関係はむしろ当時は書類だけを受け取ってそれほど検討しておらぬのですから、証券局こそもとと実体に入った検討をすべきなんです。実体の調査までやって結論を出した国税当局のほうではないと思うのですが、修正申告に対してその後どういうふうな扱いになっておるんでしょうか。

○説明員(志場喜徳郎君) 修正申告が四十一年の四月に提出されました。法人税も納付しておるようでございますが、それに対する調査はまだいたしておりません。大阪国税局のほうにおきまして、その他いろいろと調査計画がございまして、適切な時期を選んで調査計画を立てていると思えます。けれども、その際におきましては、いづれにしましても、先ほど申しましたように、当初の申告に対する実地調査をいたしております。そうして、もちろんいろいろの説明を求めたり、あるいは反面調査をいたしまして公正企業との関係も調べたはすでございます。いづれにしましても、真実の姿をつかまえるということが税務調査の目的でありまして、しかも、真実は一つじやないかと、こういうふうに思うわけでありまして、したがって、はたして当初申告と修正申告のいづれが真実であるのかということが中心の調査になるわけでございます。その際には、この委員会等におきましますいろいろな御議論等も十分参考にいたしまして、誤りのない処理をいたしたい、かように考えております。

○龜田得治君 これは、関係者が非常に疑惑を抱いておるわけなんです。それで、一たん起訴猶予処分になったけれども、納得しない人がたくさんおるわけなんです。私もずっとこまかく資料に当

たつてみると、なるほどこれは疑惑を起すほうがかほんとうだと思つて実はお聞きしておるわけですが、まあこういう点についての判断の誤り、これはもういろんなところに悪い影響が出てくると思うので、当局にひとつ十分これは慎重にやつてもらうことを要望しておきます。

それで、証券局にもう一点お尋ねしますが、粉飾のあとと始末ですね、これは会社の利益で埋めるということではほんとうのあとと始末にならぬわけですね。粉飾の結果、不当な配当をやつたということがあるのは、役員が賞与なり、株主に對する配当なり、それらが会社の経理に返つてくる、こゝならぬといふかぬのでしよう、こういうふうにならんと。これがほんとうに正常化したということになるんだと思ひ、現在新聞の経済欄等で皆さんが指導されておるのを見ると、そういうふうにも私も確信しているわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 一たん粉飾操作をいたしたものを、その後利益その他によつてこれを修正するといふことはあるのでございますが、その後修正したからといって粉飾の事実が消えるものではないと思ひます。当然その責任は別個に追究するべきだと思ひます。ただし、配当なり賞与を返すか返さぬかといふことは、われわれの直接行政の目的からいってそこまで強制すべき立場にございせん。ただ、刑事上の事犯になるわけにございせん。われわれは会社の経理の粉飾一掃といふことにいま力をそそいでおりますけれども、そういう事態に對して必要な制裁も行政的な制裁もありまして、刑事上の制裁もあると思ひますが、課するかどうかという判断をします場合に、現実に生きている企業の社会的影響等を考えまして、できるだけ粉飾そのものを実質的に整理する、これに重点を置いてやっております。その場合に、刑事上の責任もあるといふことを考へて、会社の経営者としては、配当なり賞与の措置については善処することが望ましい。しかし、一たん違法な配当なり賞与をかりにやつた場合を想定いたしま

すと、それをあとから返したからといって刑事上の責任を免れるという性質のものではないと思ひます。その点は誠意をもつて処置すべきものではなからぬといふことを申し上げておるのであります。これは、われわれの証取法上、強制しなければならぬ、あるいは強制し得る権限の範囲内のものでございせん。

○龜田得治君 それは行政上は強制はできない。したがつて、たとえば商法等においても、それに対する返還の訴えを出すとか、そういう道があるわけですね。ただ、証券当局の指導方針としては、やはりその点が基礎なんですよ。非常な不当な配当をやりながら、その後会社の利益があつたから埋めていくといふのは、これはほんとうの埋め方ではないですわね。したがつて、会社から流れ出たそういう配当等は返せといふことは、最近では相当やつておるんじゃないの。新聞を見るとそこまでやつておるんじゃないの。新聞のだからこれは聞くのですがね。だから、そこまで大蔵当局がやつておれば、それはなるほど会社に對して非常にいいわけになります。こういうふうには私は賛成しているわけなんです。いま聞くところ、どうもそれは強ひようでもないやうなことを言われるわけですが、これはどうなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) われわれの立場は、粉飾はいけなかつた、したがつて、かりに赤字があれば赤字の本来の立場でございまして、先ほどから申し上げますやうな趣旨から、違法配当であるいは違法の利益処分があつた場合に、これはあくまで経営者の責任において善処すべきだといふ意味でございまして、指導的な立場を越えるものではございせんので、指導的な立場を越えることはできないと思ひます。あくまでこれは経営者の責任において処理すべきことである、この責任の内容にこういふものがあるのではないかと、こゝでございまして。

○龜田得治君 そうすると、望ましいあり方とし

ては、そのような不当配当といふものは会社に返すべきものだといふ立場で対処しておる、こゝう理解していいですか。

○政府委員(加治木俊道君) むずかしい問題でございますが、損失を処理すれば、あとで埋めればよいという問題でなく、損失があれば損失のままに経理を公開すべきだといふのがわれわれの立場でございます。したがつて、その事後的な処理といふ問題は、あくまでこれは刑事上の責任の問題との関連で経営者の責任においてそいつは処置すべきだ。事後的な、たとえば配当を返還する、あるいは損金を埋めるといふ処置をすれば瑕疵が治癒されるという性質のものでございせんので、おつしやるやうな意味で明確にこれを処理しろといふやうな形で臨むことはその辺にも若干問題がある。あくまで経営者の責任で善処すべきであるといふ言ひ方に出ますの、かりに事後的に治癒されればそれで責任がないのか、こゝういふやうにとられるのもいささか行き過ぎになるのじゃないか、こゝういふ問題もございまして、あくまで経営者の責任において善処すべきであるといふことを申し上げて、善処した内容において具体的にその問題を免除にすることもございしますが、これも私が申し上げました域を出ないやうな性質のものでございまして。

○龜田得治君 ちよつと私の質問と食い違ひがあるのでありますが、穴埋めをすればそれで責任が解除されるという問題とは別だとおられるのは、これはまあ私はそのとおりだと思ひます。そのことの関係を言うのじやないんです。会社の健全な経理という立場から言つたら、不当な配当に對してはそれが会社に返されるのが本筋だといふ考えをもつて行動しておるかどうかといふことなんです。あなたが先ほどからそれは会社の責任者の善処をまつといふやうなことを言われますが、善処をまつと、方針としてそういうものが、善処をまつのが筋だといふ立場がなければ、善処をまつのもおかしいじやないですか。その点を聞いておる。

○政府委員(加治木俊道君) 実は、その点は証券

取引法のこの問題でないもので、非常に事柄の扱いがむずかしくなるというところでございます。むしろ商法上の責任の問題だと思ふのであります。むしろいう意味で、経営者として当然その問題は善処すべきだということ以上をはつきり相手方に対して意思表示するのは、われわれの立場上どうかというところでございますが、かりに証取法上の立場を離れて考えた場合に、そのほうが好ましいというところは、これは言えます。しかし、それ以上のことをわれわれとしては申し上げられないということでありま。

○龜田得治君 刑事局長にこの点を一点聞いておきますが、大阪地検において起訴猶予処分にしたその理由等を二、三われわれも漏れ聞いておるわけですが、その中に、不当配当についてどういふふうに着目したと云うふうなことが一つも載っておらぬわけなんです。だから、どうもそういう点について検察庁の見方というものが、商法なら商法の大事な点に効いておらぬように感ずるわけなんです。会社の利益でもって決算の状態をよくしたといつたって、それはあたかも他人のふんどしで相撲をとつておるふうなもので、おかしいのです。そういう点は全然素通りしておるような感じを受けるのですが、それは刑事局長どうなんですか。はなはだそういう点で私は不起訴の理由というものが突っ込みが足らぬように思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(津田實君) この問題は、かりに不当配当があつた、その返還という問題なんです。これは、ただいま大蔵省からもお話がありましたが、それと、そういう形で返還が完全にされる形ができれば、それにこしたことはないことは、もうこれはだれしも怪しまぬところでございます。しかしながら、実際問題として、そういうことが、ことに公開されている大きな会社においてでき得るかという点になると、しかもそれをするように検査権なり何なりによつてある程度の強制をすることができるといふと、これはもう不可能なことだと私は思ふ。そういう意味にお

きまして、そういうことをしなければ起訴猶予にはならぬのだというふうな結論づけることは、これは私は不能をしようものだと云うふうな考へるわけでございます。したがつて、そういうふうになることが、よしまた会社の経理上どういふふうにするべきように会社の経営者がやるといふことは、もちろん私は持つてゐないことであるし、そういうことであつてほしいと思ふけれども、しかし、そうしなければならぬんだというふうな割り切れることは、私は必ずしも適當ではないと思ふ。

○龜田得治君 局長がそういう考へじゃ、ぐあいが悪いです。不当配当を返還させるのは不能をしようものにならぬか。ことに特定の重役等——まああつたの株を持つてゐる人全部について言うわけじゃない。特にそういうことをたぐらんで実行したと、そういう中心の人が、持ち株も多いし、配当もよけいといつてゐるわけでしょう。それを返さすことが不能をしようものな見解をここで聞かして、私ちょっと奇異に感ずるんですが、どうなんですか。現に返してゐるのがあるんじゃないですか。返した人はばかを見ますよ、そんなことを取り締まり当局がおつしやつては。

○政府委員(津田實君) それは、いま申し上げましたのは、株主一般の問題であります。特定の株主が悪かつたといふことで返されることについて、なんにもそれは反対するわけはございませんが、株主すべて平等に返せといつてもそれは不能ではないかといふことを私は申し上げたわけでございます。ですから、特定の会社に損をかけたと思ふ株主あるいはまた役員である者がそれを返還するといふことは、これは好ましいことであり、また、やらなければならぬことであると思ひます。しかし、それが絶対的条件になるかどうかはこれは別だといふわけでございます。

○龜田得治君 しかし、そういうことがなされておるかどうかといふ点について、私たちは全然説明を聞かされぬわけなんです、大阪地検の処

理について。その点の検討がなされておらぬわけなんです。そうして、ただ、八十七期において会社がこの土地を処分して粉飾を是正した、こういうことだけが大きく出ているだけで、論議の対象に初めからなつたらぬのです。素通りしてしまつてゐる。それじゃほんとうに商法が要求しておる中身に沿わない考へ方だと、最初に含み資産の問題について申し上げた。どうも、そういう点で、会社といふものはともかく特殊な利益を中心にしたそういう集まりであつて、その諸君のやることについてはある程度大目に見ていただかないといふふうな考へ方が基本的にあるんじゃないかと思ふのです。それは、確かにそういう考へは資本主義の初歩のころにはあるわけですが、それは古く、そんな考へは、今日ではもう株式会社といふことも社会的な存在になつてゐるわけですから、そういうところから、会社の経理に対するきびしい要請といふものは社会的にも起きている。いろいろなところでみんなの考へ方が変わつてきてゐるときに、どうも私は検察庁自身が軽く見ておられるような感じがしてならないのですが、そんな考へはないのですか、どうでしょう。

○政府委員(津田實君) 商法に従つて会社経理が適正に行なわれることは、これは望ましいことではございます。いまほど仰せのように順次そういうふうに向かつてゐるといふことは私は認めます。しかしながら、それだからといって、いま直ちに全部会社の経理そのものが適法に行なわれているといふことは、私は保証できないと思ひます。そういう意味で全体を見ましたときに、この事件がその地位にあるかといふことを考へて起訴・不起訴を決めるべきものだと思います。理論だけで起訴・不起訴を決するならば、それはさう簡単であると思ひます。そういう意味において、検察庁の判断は、この事件の同種の会社等において占める地位を考へての結論であると私は思つております。

○龜田得治君 その不起訴決定書といふものは、これは資料として出していただけませんか。

○政府委員(津田實君) 決定書そのものは、これはお出しすることはできません。けれども、決定書の内容に盛り込まれたことの要旨は從來も御説明していることがございますので、いままで御説明したことはそのとおりであると思ひますが、その裁定書自体を検討いたしました内容それ自体の要旨として趣旨が漏れておれば、追加いたしてもよろしいと思ひます。

○龜田得治君 從來そういう扱いになつてゐるものですから、それはしかたがないと思ふんですが……。それで、もう一点津田さんにお聞きしたいのは、いま問題になつてゐる八十七期における土地の売買ですね、これは本人自身が証券局に出したのと税務署に出したのとを違つたことを言つてゐるわけですが、これは人をばかにした話です。同じ国家机关に対して違つたことを言つてゐる。それで、検察当局は、そのうちこの会社に都合のいい立場といふものを一応認めておられるわけですが、論議の結果、もし三筆の土地の売買といふものの性格が、会社が現在主張するよりなものとして認められない、こういうことに発展した場合に、当然私は検察庁の処分といふものは再検討なさつてしかるべきものだと考へるのですが、ことに、その場合には、八十七期以降八十八、八十九、九十等につきましても、これはこまかい計算をしてみなければならぬわけですが、行き過ぎた配当といふ問題が一緒に出てくるわけですね、それ以後の期についても。両方あわせて考へますと、当然これは再検討してしかるべきものだと私は考へるのですが、そういう点はどういふふうにお考へですか、まあ仮定が一つ入つておりますけれども。

○政府委員(津田實君) 本件の売買につきましても、ただいま御指摘のような問題点があることは事実でございます。その問題点につきましてもは検察庁におきまして十分検討いたしておりました。その結果、この売買は仮装にあらずといふ結論を出しておるわけでございます。現に、最終的には

基準になつてゐるわけですか。そのほかの人たちは、療養所の特殊性というか、それできめてゐるかと承つてよろしいわけですか。

○政府委員(若松栄一君) そのとおりでございます。

○稲葉誠一君 その医療法による基準というものはどの程度守られてゐるのか、守るのがあたりまえだと思ふのですが、現在の療養所は日本全国で幾つくらいあつて、そこでどういふふうになつてゐるんですか。

○政府委員(若松栄一君) 療養所は百六十二カ所

なほ、それらの患者数等につきまして、定員がどの程度充足しているかということになりますと、本年の一月一日現在の医師の充足状況は、療養所におきましては九四・一％、看護婦は九四・七％でございます。なほ、看護婦につきましては四十一年度四月一日では九六％に充足いたしております。しかし、これはどこまでも全国の総平均でございますまして、個々の施設を見ますと、充足率のいいところ、あるいはオーバーしているところ、

います。

○稲葉誠一君 看護婦の人は、普通の正看護婦と
准看護婦とあるわけでしょう。それはどういう割
合になっているのですか。

〔委員長退席、理事木島義夫君着席〕

療養所では、正看護婦何名、准看護婦何名という
割合でできまっていますのですか。

○政府委員（若松栄一君） 個々の施設について正
看護何名、准看護何名という規定はいたしておりませ
ん。すべて看護要員といたしまして、正看護、准看護
込みにして計算しております。といひますのは、

これは従来は正看護婦が非常に多くて、もちろん准看のできる前から看護婦がおります。それが、甲看あるいは正看と呼ばれておりますので、従来は正看あるいは甲看の比率が非常に高かった。近年に至りまして准看護婦の養成が活発になりました。

て、准看護婦の比率が非常に増してまいりました。近い将来にはむしろ逆転して准看護婦が多くなるような情勢でございます。したがって、古い療養所におきましては正看護婦が多く、新しい療養所におきましては准看護婦が多いのでございます。また、正看護婦の養成施設を持っておりますような施設では比較的正看護婦の残る率が多いし、准看護婦の養成施設を付属しておりますような施設ではどうしても准看護の比率が多くなるという実情でございます。

○稲葉誠一君 厚生省では、精神病患者は六人について正看が一人、結核患者は五人について正看一人といふきめ方をしているのではないでしようか。

○政府委員(若松栄一君) 六ベッドに一人ということでご覧になって、准看、正看という区別はいたしておりません。しかし、たとえ六十人程度の療養所でもありますと、看護婦は十人になります。その場合、正看三人、准看七人とか、あるいは場合によって正看五人、准看五人というふうな、いろいろな施設によって比率はまちまちでございます。

○稲葉誠一君 療養所で、こういう医師、看護婦その他の職員といひますか、これがここに、三年來減員になっているのですか。

○政府委員(若松栄一君) 減員を少しずついたしております。といいますのは、療養所の建物それぞれ、自体は非常に古くからございますので、六万数千人の患者を収容する能力はございますけれども、

患者数が年々減少いたしております。したがって、患者数に見合つて少しずつ定員を減少させているのが実情でございます。

○稻葉誠一君 栃木県にある栃木療養所、これは通称岡本々々と言っているのですが、ここでもあれですか、職員が減ったんですか。

○政府委員(若松栄一君) 栃木療養所につきましては、昨年と本年は同じ定員でございます。
○稲葉誠一君 昨年と本年は同じ定員だけれど

○政府委員（若松栄一君）　いま数字を……

○稲葉誠一君 百四名が百名になつたんじゃないですか。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の定員につきましては、一昨年から昨年に百四名から百名に減をいたしております。

○稲葉誠一君　その理由はとういところにあるわけですか。

○政府委員(若松榮一君) 一昨年は板橋木療養所の患者数の予定を六百四十名といたしておりましたが、昨年は五百三十八名に減らしておりありますので、それに見合つて若干減少さしたという実情でございます。

○稲葉誠一君 二年ほど前に、ここで、大板田イ
チという女の患者ですが、この人が手術をしたわ
けですね。そうして、自分でよくなったという事

うに判断したんでしよう。トイレに行つた。その
トイレの中で咯血をして、そして亡くなつてし
まつた。それがわからなくて、みんなさがして

いてわがやになくて、結局三時間ほどして亡くなっているのが発見された、こういうような事件があったと聞いているわけですが、これなどは、看

「……さう、それで倒れてくたなつて、
理子が行つたんですよ、それで倒れてくたなつて、
さんと一緒に、行つてもらえばよかったんでしょ
うけれども、そこへ行けなかつたので、自分で無
認識姫さんが非常に厄いらないものですから、
看護婦さん」

た、こういう事件があつたように聞いているの
ですが、あなたのほうではこれについてどうい
ふか、調べがついているのですか。

○政府委員(若松栄一君) ただいまのお話の事
 については、私も調査をいたしまして、患者が
 病院の便所の中で咯血して、その後手当てを加へ

○稲葉誠一君 わかつておりますでなくて、これ

はどういうよりなところに原因があつてこの患者はトイレの中で倒れたんですか。倒れて、なにか三時間間もそれがわからなかつたと、こういうふう

うなんでしょうか。看護婦さんがいて、手術したあと

なんで看護婦さんがそこまで連れて行ってくれるとか、まあそこまでなかなかできないかもしれないけれども

せんけれども、こういうふうな事実關係はあなた
のほうで調べたのか、どうなんですか。

○政府委員(若松栄一君) この患者が手術いたし

ましたのは昭和三十三年でございまして、死亡したのは三十九年の六月でございします。この歳

者は、その経過から見ましてもかなり重症の患者でございまして、三十一年ごろからすでに相當な菌を排出しておりまして療養を続けております。手術をいたしまして、その後もさらに再手術を医師の側からすすめられておりましたけれども、患

者がえんじなかつたために手術ができなかつた。その手術ができなかつたということは、結局、左の胸の上のほうに非常に大きな、こぶし大

に、近頃、大きな空洞がこさいます。したがって、このような空洞のある部分を肺切除というような手術をして取っておけば、そういう

かも知れません。まあそれは結果論でございますが、このような重症な、大きな空洞を持っており、また患部で膿がたまりますので、客血という膿を排出する

起くることはしばしば予想されるところでござい
ます。しかし、空洞を持っておりまして、見か
ず。ナ上非常健康で普通に動いている患者もたくさ
んあります。同じく、肺動脈の

んございます。また、空洞を持っていればすぐに咯血が起こるというものではございません。空洞を持つておる患者は何万人とおりますので、その

ういうような患者が、もちろんいつ咯血が起こるかもわかりませんし、あるいは起こらずに済むかもしれません。また、空洞を持っておりまして咯血を

する場合でも、寢床の中で咯血することもあり、
すし、仕事で自転車に乗っている間に咯血するとい
う例もございますし、もちろん便所の中で咯血

するといふ例もありまして、咯血という事態がいつという場所でどういう機会に発生するかというところはなかなか予測し得ないものでございまして、

場所で起これはいち早く手当てができたかもしれない

ませんけれども、残念なことに便所の中であつた。しかも、女でございますので中から締めた俵

所でこの例が起つたというために発見がおくれ
たという事は、非常にお気の毒であつたと思ひ
ます。もちろん、そういうような例を一々看護婦

が付き添つていくというよりなことができればそれにこしたことはないと思いますけれども、申し

上げまたように、咯血というものは、いつと
で、どういふ形で起こるかということが全く予想で
きないものでございます。ちょうど、脳溢血の場
合に、いつとどこでどんな形で起こるかというこ
とが予想できないと同じように、咯血も、肺の出

血でございますので、なかなか手渡しは困難でございます。そういう意味で、比較的少ない看護婦の手でそこまで手が及ばなかったということは、

○稲葉誠一君 それは、トイレへ行くと共に、自分では行けないんだけど、看護婦さんが足りない、と、怒られては、いって、もう、非番で来ない、と、

なして来てくれないか」といふので、非常な焦りをしてトイレへ歩いて行つた、その無理がある程度影響して咯血をしたんだと、こういうふうに考へられるではないですか。そこで四の關係が

○政府委員(若松栄一君) 患者の症状によりまして、たとえは安静度一変というような患者です。

と、これは食事から排便まで全部ベッドの上でやらせまして、そして全部看護婦がその世話をすることになります。安静度二度というような患者に

なりますと、その症状によつて、大便だけは、これは本人の希望等もしばしばございますので、そういう意味で、大便だけは本人に一日一回程度で

ございますので自分でやらせる、あとはある程度めんどろを見る。三度以下になりますと、大体自分で用便等をさせるのが原則でございます。そして

いうような意味で、この患者が非常に無理をして便所へ行つたということではないと存じております。

○稲葉誠一君 手術をして、これは別の人です。

めから終わりまで看護婦さんが立ち会っているということも事実上無理なことはわかるのですが、私どもの体験したときでも、必ず家族の者とか付添人がそこにいて、酸素を見ていくれといつて頼まれるんじゃないんですか。それでなかったら、酸素が切れちゃったら困るんじゃないですか。この場合などでも、酸素吸入措置を受けておいたら酸素がなかったというんですね。あわててお医者さんと呼んだんけれども、間もなく亡く

酸素吸入をしている場合でも、端的に申しまして初期的な段階と後期的な段階とはそれぞれの扱いは違ふという意味で、常時必ずしもついでいなことを申し上げたわけでございます。当然末期的な段階では医師、看護婦が濃厚なみとりをしてやらなければならぬということは起こることを存じます。

点はどうなんですか。
 が、入っていないようになってしまったのか、この
 はそうらしいんですがね。どういふことから酸素
 けれども、名前もわかったのですが、どうも事実
 から、療養所の人にもいろいろ聞いてみたんです
 これはほくは新聞記事だけでは正確を期せません
 がつちやつたと、こういうんですが、あるいはそれ
 がいわゆる通俗的なしろうとの判断であつて――

れはいづゆる医療法の定数としては正看、准看の区別をしていないということを申し上げたのでございまして、保険の診療報酬の支払いという段階になりますと、診療報酬の支払いをする保険局の場合は四・四・二でやるかあるいは五・三・二でやるようなきまめがございまして、看護婦の需給状態によつてまたそれを逐次改めながら実施いたしております。

○政府委員(若松栄一君)　まず前段の説明から申し上げますが、結核の患者で酸素吸入をするというような場合、手術後の酸素吸入の場合は別でございしますが、通常は、非常に重態で、もういわゆる末期の状態に酸素吸入等をやりまして、そうして生命をできるだけ延長し、家族等の面会に間に合わせるとかといういろいろな事態が起

そういう意味で、実際の運用上は、ただいまお話
がありましたように、当初は、四・四・二という
行き方をして、甲看を四、准看を四、看護助手を
二というきめをいたしたこともございますし、ま
た、甲表、乙表でもその扱いが保険の診療費の支
払いの根拠としての指導方針はそれぞれあるわけ
でございます。そして、ときによってまた最近も

っているのが普通でございまして、そういう意味で、酸素吸入をしているというような場合にはしばしばもう末期でございしますので、家族等も呼び寄せて、そうして家族に付き添ってもらうというような事態があることは事実であろうと思います。しかし、その際に、酸素が切れていて死亡したというお話でございしますが、酸素が切れたこと

逐次実情に合わせて変更を認めているというのが
実情でございます。

〔理事木島義夫君退席、委員長着席〕

○藤原道子君　だから、正看と准看との業務内容
の規定があるでしょう。それは、もし正看が足り
ないから准看をふやしたとすれば、正看がやるべ
き業務を准看がかわつてやっているわけでしょ

が直接的にすぐ死亡に結びついたものであるのか、あるいは、酸素が切れたということがなくてもうすでに末期であったのか、そこら辺の見当は、詳細には直接にみた医師でないとわかりかねますが、酸素が切れたということ自体は看護上の手落ちだろうと思います。しかし、それがほんとうに死因と直接的な結びつきがあったかどうかと

う。やらざるを得ないじゃありませんか、准看がふえているから。ということになると、その改正はできているんですかということ伺っているんです。業務内容の、やってはならぬというのがあ

るんですよ。

○政府委員(若松栄一君) 甲看と准看とでは業務内容が違っておりまして、准看護婦は看護婦の指

—

がって、看護婦十名といいますが、准看護だけがね。

十名でチームをつくって看護することは、これではできないわけでございます。ただし、ある数の甲よりでございます。

○政府委員(若松栄一君)　そういう事実はあつた

看あるいは正看というものが指導者になつて准看に協力させながらチームをつくつて看護をやつておるわけでございますして、これが甲看が何名なければいかぬ、准看が何名以下でなければならぬという厳密な区別は事実上なかなか困難でございます。といひますのは、なるほど甲看が比率として多ければいい看護ができることは確かでございますが、事実上看護婦と看護護婦の間の業務の内容というのはオーバーラップがございしますので、そこで、さい然と全く甲看だけがやれることと、あるいは准看では絶対にしてはならぬことはございしますが、甲看が准看の業務をやるといふようなことは当然できることとございますので、その業務の配分といふようなことは、甲看、准看の比率によつてそれぞれチームとしてその主任看護婦が適切に配分し指導していくことになると思ひます。

であつたようにございます。

も、実はほかの会合がございますので、この問題についてはあらためて私からも伺わせていただきます。稲葉先生たいへん失礼いたしました。

○稲葉誠一君 その欠乏という意味は、どういう意味なのか。一つのボンベでしよう、あれが全部終わっちゃったんですか。終わりに終わっちゃった

○稲葉誠一君 いまの、酸素吸入措置を受けているのに、友だちが行ってみたら酸素が入っていないかった、そういう事実が一体あったのかないのかですね。そのことと、死に至る因果関係、これがあつたかなかったかということとは別個の問題ですが、酸素吸入なんかするときには、看護婦さんがいなければ、必ずだれかが立ち会つてやらせるというような形をとっているんじゃないですか。ぼくが事実を確かめた程度では、友だちがお見舞いに行つたら酸素が入っていないかった、だからあわててお医者さんと呼んだんだが、間もなく亡くなつたんだ、こう聞いているわけですね。あなた方の調べたところでは、いずれにしても、酸素がなくなつていた、そこへ友だちが来てそれを発見した、こういう事実が一体あるのかないのかです。

○政府委員(若松栄一君) 先ほど申し上げましたから欠乏したという意味なんです。酸素を吸入させておけば、ぼくも家族のときに立ち会つたことがありますが、ビニールか何かの中へ入つておつて、酸素が漏れないようにして普通やるわけでしょう。必ずしもそうでないですか。いずれにしても、大体時間があつて、その間に回つて来て、それが欠乏してしまつたということがわからなければならぬんじゃないかと思うんですが、どこかに問題点が伏在しているのではないかと、いふふうに思ひますがね。個人だれだれの責任を追及するという意味じゃないのですが、どこかに問題点があるのじゃないんですか。やはり看護婦さんが足りないということが根本的な問題になつてゐるのじゃないですかね。

りますけれども、時間の関係もありますから、要点だけにしますけれども、いま、輸血ですね、手術の場合に輸血しなければならぬ。そうすると、そのときには、あれですか、輸血の血液が足りないからということで、手術する患者に何CCを集めて来い、こういうことを療養所では命令しているのですか。命令ということばは悪いのですが、要求しているのですか、患者自身に集めて来いといつて。どうなんですか。

○政府委員(若松栄一君) 輸血の血液問題は、直接的には薬務局で扱っている事でございしますが、御承知のように、一昨年来、輸血による血清肝炎等の事故が非常に多発いたしました、そういうような状況から、手術した、輸血はやったはいけれども、肝炎を起として致命的な状態になるというようなことがございまして、輸血制度を全面的に改善しようということから、いわゆる買う血、買血をできるだけ制限いたしましたして、これを

○政府委員(若松栄一君) 通常、患者自身に血液を集めて来いというようなことは、言ひ得るものではないかもしれませんが、患者ができるわけがありません。しかし、家族、親戚、知人等からある程度血液をひとつ供出したきたいということは、現在、習慣的にしばしば行なわれていることだと思います。

献血に切りかえようという方針をとったわけでございます。そのために、買血を押えて献血を奨励するという段階にギャップがございまして、買血はどんどん減少した、献血はそれほど伸びないという時期がございましたために、現在でもまだそういうギャップがございしますが、そのために、全般的に血液不足という事態が起こってまいりました。

て、そのために、直接的に一次的に血液を集めております日赤の血液銀行等に対しましてできるだ

ように、多くの療養所では、中央配管をとっておりまうと、薬局の薬剤師が、現在中央のポンペでどのくらいの気圧の酸素があるということを常時監視いたしております。したがって、そのような個々の事例で酸素の欠乏を気づかないという事例はないのでございますが、そのような酸素の中央配管というものが全室に行き渡っておりませんので、先ほど申しましたように、配管設備のないところで酸素を使用するには、ポンペを持ち運ぶわけでございます。したがって、その場合に、当然、酸素のポンペの気圧を見まして、どの程度もつということを予想していくわけでございます。もしも非常に少なければ、酸素ポンペを取りかえていくということになるわけでございますが、おそらく、ある程度どのくらいの時かやつてどのときに切れたということは、私ははつきりおぼえておりませんが、ある程度の期間もつという想定でいっても予想外に早く切れたか、あるいは見回りがおくれたか、いずれにしろ不注意があつたことは間違いないと思ひます。

○稲葉誠一君　ほかにいろいろ聞きたいことがあ

○政府委員(若松梁一君) 輸血の血液問題は、直接的には事務局で扱っている事でございますが、御承知のように、一昨年来、輸血による血清肝炎等の事故が非常に多発いたしましたして、そういうような状況から、手術した、輸血はやつたはいけれども、肝炎を起こして致命的な状態になるというようなことがございまして、輸血制度を全面的に改善しようということから、いわゆる買う血、買血をできるだけ制限いたしましたして、これを献血に切りかえようという方針をとったわけでございます。そのために、買血を押えて献血を奨励するという段階にギャップがございまして、買血はどんどん減少した、献血はそれほど伸びないという時期がございましたために、現在でもまだそういうギャップがございしますが、そのために、全般的に血液不足という事態が起こつてまいりまして、そのために、直接的に一次的に血液を集めております日赤の血液銀行等に対しましてできるだ

け献血者のお世話をするということが血液の供給を円滑化するゆえんでもございますので、そういう意味で、血液を實際に使う患者に、ある程度の献血を日赤のほうにやっていただく。そうすれば、たまたまお話がありましたように、違った型の血液を献血いたしましたも、プールされまゐるので、患者の手術に患者に合った血液を日赤から供給を受けるということになるわけでありまして、そういう意味で、使われる患者さんに一番切実でございますので協力をお願いしておるというのが事実でございます。これがなければ手術をしないとか血液を使わせないということではございません。したがって、身寄りがなければ、それは当然通常の血液銀行なり日赤から手配を受けて手術をするということでございます。ただそういうような全体の需給が困難でございますので、とかくそういう需給の円滑を欠くという事態があつて迷惑をかけておる事実があるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは身寄りがなければ、自分でも三三〇〇なり見つけていらつしやいと言われども、見つけて来られないから手術してくれないということでは、これは大きな人権問題ですから、いかに何でもそんなことはあり得ないと、こう思いますが、日赤の献血を療養所では買うことができないわけでしょう。ところが、日赤の献血というのは、これは医務局の管轄でないといまお聞きしたのですが、現実にはどの程度あつて、将来どういうふうな方向でふえていつて、療養所の患者の手術に――療養所の患者だけでは足りないけれども、間に合うような形で、日赤の献血というものを、何といひますか、充足をしていくというのか、その計画というものは当然あるわけでしょう。日赤の献血だけで全部やつていくということなんですか。

○政府委員(若松栄一君) できるだけ献血で間に合わせよう、基本的には献血だけでやつていくという考え方で推進しております。しかし、現在の献血だけでは、現在三〇%、四〇%程度にしかあがつておりません。したがって、預血というよ

うな形をとりまして、事実上従来のいわゆる買血に非常に近いような形で血液の収集もやっております。しかし、純粋な買血というものは最近是非常に減つてまいりまして、ことに最大のメーカー――メーカと申しますか、供給者、こういう会社も最近買血を中止したのであります。したがつて、現在は純粋の買血というものはほとんどなくなつてまいりております。しかし、十分な供給が、全く自由な供給ができるかという、現在まだかなりの不自由があります。

○稲葉誠一君 それは薬務局の管轄だといふふうに承りましたのであれですけれども、日赤の献血というものがほかへ国外へ流れて行くのですか。たとえばベトナムへだいいふ行つたという話がありましたね。これは薬務局の管轄で、きようは薬務局長は来ておりませんからあれですが、日本の病院の中で足りなくて患者の人が困つておるのに、それがベトナムのどこへ行くのか知りませんが、相当行つておるといふ話があるわけですね。これは具体的にどういふふうになつておるのですか。

○政府委員(若松栄一君) いま私きわめて正確には存じておりません。しかし、これは、いわゆる血液関係の製剤をやつております業者が、生血ですと大体二週間程度の保存期間がありまして、その保存期間が過ぎますと廃棄しなければなりません。そこで、それを加工いたしました、いわゆる乾燥血漿というふうな形で加工いたしました――廃棄すべき、生血としての使用はできないものを加工いたしましたものが海外に出ておるといふのが事実のようでございます。

○稲葉誠一君 加工したものは輸血はできないわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 加工したものを、たとえば軍隊等では、ある程度の乾燥血漿を使うことがございます。しかし、通常の場合は、生血と乾燥血漿では成分が違いますので、生血にいわゆる保存血が一番有効なわけでございますから、通常保存血が間に合えばそれで間に合わせるのが実態でございます。

○稲葉誠一君 いまの血液の問題で、厚生省のほうでは、本人なり本人の家族に見つけて来るように療養所のほうで言つたとしても、これは無理にそういふふうに言つてゐるわけではないと、それから単身の人で身寄りのない人にそういうようなことを決して要求するわけではないというの、筋はそんなんですが、あたりまえなんですけれども、言われた患者の人から見ると、とても客観的にものを見られないわけですね。特に神経も高ぶつてゐるわけですし、神経が高ぶつてゐるといふことは悪いですけれども、考えがちなです。ですから、私どもの聞いた範囲でも、気管支腫瘍というのはいくつ病気がつか知りませんけれども、前に手術をしてもつたことがあるけれども、今度は大きな手術をやらなければならぬ。ところが、血を集めなければならぬ。集めろと言われたわけですね。とても血液が集まらないといつて困つてゐる人がいるんですよ。なるほど、その場合に、無理に本人なり何なりからといふふうな形で言つてゐるのではないにしても、受けるほうではそういうふうにはなつてないし、末端に行くところ、このところは医者者さんも忙しいからくわしく説明しないのかもわからんけれども、患者の人たちにはそういうふうにとれないで、非常に困つてゐる人もあるわけですね。手術できないのじゃないかといつて、こういう点が現実にあるわけですね。これは決してオーバーではないように私は聞きますから、こういう点は十分厚生省から各施設に対してそういう意味を理解するようにお祈りをお願いしたい、こういうふうには考えます。この点はどうですか。

○政府委員(若松栄一君) こういう問題は、患者と医師の立場といひますか、その関係で、どうしても患者が弱い側に立つ、強いことは言えないといふようなことは当然あり得る事実でございます。それがやはり個人的に気の弱い方とかといふことになりまして、非常に強く感ずることと思ひます。このような点ももちろん考慮いたしまして、最近の血液不足の問題でいろいろ苦情なりト

ラブルが起つておりますので、今般の所長会議等で血液問題全般を通じて所長並びに薬剤課長に注意を与えておるのが実情でございます。

○稲葉誠一君 輸血の場合に、針を刺すのは、医師でなくては行けないのですか。あるいは、正看の看護婦さんならやれるのですか。そこはどうかいふふうになつてゐるのですか。

○政府委員(若松栄一君) 注射というものが医療行為であるか、あるいは医療行為の介助であるかといふような点で、いろいろ問題になります。医療行為であれば、これは医師でなければできないわけでございますが、看護婦は医療の介助をすることができるといふ建前になつております。通常、注射というものは、これは医療行為である、したがつて、医師のやるべき仕事であるといふふうに考へております。しかし、現実には、たとえば皮下注射等の場合は、非常に技術も簡単でございますし、それによる危害等も通常ないといふことから、皮下注射等についてはおおむね指示を与えて看護婦にやらせる。これは、したがつて、診療の介助というふうな建前で、あるいは医師の手足のかわりに使つていくという考え方でやらしております。しかし、特殊な静脈注射であるとか、輸血といふことになりまして、これは万一の間違いが起つた場合に重大な問題になりますので、医師が行なうべきものだといふふうに考へております。近年、いわゆる医療従事者といふものの中に、医師、歯科医師、本来の医療の担当者のほかに、看護婦、あるいは衛生検査技師、あるいはエックス線技師、あるいは理学療法士、あるいは作業療法士、あるいは歯科衛生士、歯科技工士――昔は医師、歯科医師自身が行なつておりました分野を、それぞれ医療専門技術者にまかしておくといふふうに進んでおるのが医療の世界における現実でございます。だんだんそういうふうな軽易な医療行為は医療補助者にやらせていくという実情にございまして、現実の姿としましては、静脈注射、あるいは場合によつては医師の監督下に輸血の問題も、看護婦が一部分担をする

というような事態が起こつておるのが、現実でございます。

○稲葉誠一君 医師の監督下にやるのが筋なんだけれども、お医者さんも忙しいしというふうなことで看護婦さんがやって、もし問題が起つた場合には看護婦に責任をとれと言われたんでは、看護婦さんは非常に気の毒なわけなんです。これは医師の数も少ないし忙しいしということもあるんでしょけれども、やはりこれは再検討していかないと、何か事件が起きたときに大きな問題になつてくるんじゃないかというふうに思ふんですが。

それから寝たつきりで食事ができない、体の動かせないような患者の方がいるわけですね。ほくらよく療養所に行つて見るわけですが、こういう人の食事なんかはどういうふうにするんですか。動けないんです。体が動かせないので、だから手鏡を使つて食事をしているというんですが、これはどういふのですか。

○政府委員(若松栄一君) 全く重症で自分ではどうにも食事ができないという者については、当然看護婦が介助して食事をさせます。しかし、ある程度のことができる、十分ではないけれどもある程度できるというふうな場合に、できるだけみずから手で自分の身のまわりをまかなうというふうな習慣をつけさせるということも非常に大事なことでございます。特に長期の療養の患者でございます。何年あるいは十何年というふうに長い療養生活をやっている人もございます。そういう人たちがすべて看護婦にやつてもらうというふうなことが、かえつて精神的な問題で悪影響がございまして、いわゆるホスピタリズムということばで呼んでおられますが、そういう精神的な悪影響もございまして、できるだけ生活に積極性を持たせるといふ意味から、ある程度能力のある人たちはできるだけふりしてみずからの身のまわりをやるというふうにしつけ、あるいはそういう指示をしておるわけでございます。そういう意味で、一部の患者で手鏡を使つてまで、自分では

よく見えないわけで、手鏡を使つて見ながら食事をさせるという指示を与えておる者もございまして。

○稲葉誠一君 それは、看護婦さんが食事の場合に介助しなければならぬという人とそうでない人との境界はどこにあるわけなんですか。

○政府委員(若松栄一君) これは、その能力、まあ残存能力と言つてはちよつとおかしいですが、残つておる能力である程度のくふうをすればできるという場合には、できるだけそういうふうなことにさせて、どうしても不可能な場合はこれは看護婦が全面的に介助しなければならぬということ、で、個々の例によつて判断せざるを得ないと思ひます。

○稲葉誠一君 ところが、体の動かせない患者で、当然看護婦さんが介助しなければならぬと、こういうふうな人まで手鏡を使つてやつておる。もちろん、何でもかんでも人にたよるという行き方がいかに悪いか、これは非常に議論のあるところですから、それは私もよくわかりますが、患者のほうとしては、当然ある程度看護婦さんがそこで介助してくれるというか、やつてくれたほうが気丈夫であると思ふんですが、そういうふうな者に看護婦さんが非常に足りないために、十分にそれが起き上がれないでやつておる。こういうのも相当あるように聞かれます。

そこで、前に戻りますと、医療法では看護婦さん何人という形でございまして、正看と准看と何人何人という割合のきめ方はないというふうな承つたんですけれども、あるたとえは県なら県では、あれじゃないですか、正看の数が非常に基準から不足してつて、不足している分を、准看が非常に多くなつてきたので、准看で補つておる、こういうことを医療課あたりで言つておるところもあります。正看が非常に足りなくなつてきたから、それを准看で補つておる、人数的にね、そういう傾向はあるんですか。

○政府委員(若松栄一君) 先ほどもちよつと言及しましたが、いわゆる准看という制度がなかつ

た時代には、甲看いわゆる看護婦でまかなつておつた時代もございまして。准看が非常な勢いでふえてまいりましたために、比率が刻々と変わつてまいるわけでございます。したがつて、現在でも、同じ国立の施設でも、国立病院は正看の占める割合が非常に多くなつておられます。国立療養所では、いすれにいたしましても、看護というものは、看護単位を一つのチームを編成して、チームで看護をいたすことになりまして、必ずそのチームの主任の看護婦あるいはその指導的な看護婦はいわゆる甲看で、その下に准看が配置されるということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうして、その看護婦の人を減らして、それを重度心身障害児のほうに向けているのですか。そういう方法もとつておるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 本年度から国立の療養所に重度心身障害児の収容施設を併置させようというところで、十一カ所現在予定しております。これは来年の一月ごろから正式に業務を発足する予定でございます。このためにいま設計を終わつて建築を始めておるところでございます。このためには従来の療養所の職員と別個の定員を新たに配置する予定で現在計画をいたしております。

○稲葉誠一君 別個の定員であることは間違いないんですけれども、結核療養所の定員というものを百七十名ぐらいいつ、二年で減らしたわけですか。その人たちが大体こつちに戻るようになるんですか。そうじゃないんですか。

○政府委員(若松栄一君) ここ数年來、結核療養所の患者が逐年減少しております。それに見合ひまして年々百数十名程度ですが、毎年々々定員の減をはかつております。その定員の減は定員の減として、結核の部門では定員の減、重症心身障害児の場合には新たに定員の増があるということになつております。

○稲葉誠一君 結核患者が減つたからといって、看護婦さんを減らさなければならぬというの

どうなんですかね。現実には何でもかんでも看護婦さんに頼つていけという行き方はよくもそれは考えなければならぬと思ふんですが、現実問題として、手術したあとで看護婦さんが一回来てくれるよりは二回来てくれたほうが強いんですし、ことに精神的な問題でもあつて、いま言つたような重症の患者が手鏡で食事をしているとか、ブザーを鳴らしてもなかなか忙しいからすぐ来てくれなかつたとか、いろいろあるわけですね。そういう関係があるわけですから、結核患者が減つたからといって、直ちに看護婦さんを減らすという行き方は、これはちよつとおかしいというふうに思ふんですが、あれですか、いま言つた医療法にある基準というものは、これは日本の基準は世界的に見てもどういふ状態にあるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 世界的に見まして、法律あるいは規則でこのような基準を定めるといふことは、各国にあまりないように存じております。しかし、現実には各国の統計をとつてみますと、日本の場合は世界的に見まして看護婦の数という点では大体中ぐらいいでございまして、日本よりもいわゆる西欧の先進国でも看護婦の数が非常に少ないところ、また、けた違いに多いところもございまして。しかし、その場合に、看護婦というものの定義が各国でそれぞれ若干違つております。日本の場合は、いわゆる正看、准看を言つておりますし、このほかにいわゆる看護助手と称してなりあるわけでございますが、そういう看護助手というものの現実に使つております。世界の各国で統計をとります場合に、どこまで入れておるかというところは必ずしも明確でございせん。したがつて、純粹の意味の国際比較はいたしかねえすが、まあ大体世界的に見ては中ぐらいいのところであらうと私も考えております。

○稲葉誠一君 それは、資本主義国の比較でしよ。おもに資本主義国の比較ですね。ですから、対外的な比較というのはいま言つたような

なかなか基準のとり方がむずかしいし、その国の歴史とかいろいろな事情があるから言えないわけですね。でも、社会主義国の療養所というか、そういうものと比べると、日本の医療制度というものが非常に落ちているというところは、社会保障全体が落ちていくわけですから、ことに医療制度の問題もいまま言ったような点では落ちていくと、こういうふうにはばくはまあ中国なり朝鮮を見た程度ですけれども感ずるんですけれども、それはまたあとの問題で、別の問題にしますが、いま言った重症心身障害児の問題で、これを結核療養所となぜ併設するのですか。どうして新設をしようとしたわけなんですか。結核療養所の患者がある程度減ったということ、そこのほうを犠牲にして、今度は、何といいますが、一部をそっちへさくわけでしょう。そういう形をとっているわけですね、コロナーは別として。なぜ新しくつくるか

としないうわけですか、重症心身障害児の施設を。○政府委員(若松栄一君) 御承知のことと思えますけれども、重症心身障害児の施設は、現在、民間あるいは公立で敷力所できております。ところが、この要員が集まりにくくて、運営に非常に支障を来しております。もちろん、専門の医師といふようなものもなかなか得ることは困難でございます。もちろん、熱心した看護婦も非常に得ることが困難でございます。そういうことで、やはり何とかある程度大きなバックを持つたところでやってやったらどうかにつけて便利であるといふことで、国立療養所というところが一つ考えられたわけでございますし、また、国立療養所は、御承知のように、大部分の施設が比較的へんびな土地にございますために、非常に余裕の土地を持っておりまして、したがって、新たに設置するために土地を選定あるいは購入したりするといふ困難がなく、比較的スムーズにいふ、しかも場合によっては医師その他の専門の職員については業務その他によっても補うことができるというところで、国立の施設に併置するほうがあとの運営に対してある程度の保証が得られるということが国立を選定

された大きな原因でございます。

○稲葉誠一君 この場合には、何ベッドを何人の職員でやれと、こういうような一応の基準はできているわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 重症心身障害児の施設につきましても、大体四十ベッドをいま単位にいたしまして、それに職員数を三十名を基本にいたしております。

○稲葉誠一君 ぼくの聞いたのと非常に違うのですがね。まあぼくの調べたのが間違いかもわかりませんが、たとえば栃木県の足利の療養所、あそこでも今度重症心身障害児の施設ができるわけですね。八十ベッドを十八人の職員でやれと、こういうようなことを言われているというんです。これは間違いないですか。間違いないならば間違いないのほうがいいわけですね、どういふふうになっておりますか。

○政府委員(若松栄一君) 四十ベッドについて三十人を基準に考へるということをお願いしたわけでございます。いままで、平常的な運営の始まるまではそこまで持っていくたいというところでございまして、今年度設置いたしましたものは、いま設計を完了して建築を始めております。そして一月を開設計目標にいたしておりますけれども、直ちにたとえ四十名という患者をその日から入れるということとは、これは事実上不可能でございます。といひますのは、こういう施設でございますので、職員がある程度訓練され、なれてこなければとても扱えるわけではございませんので、初めはごく少数入れて、そしてある程度訓練しながらなれさせて、そしてむしろ明年度初めに正規の定員である四十名なら四十名というものにまでこぎつけたらいい、その間は漸増という形でいきたいということ、実際問題としては、患者の数は初め五名なり六名なり入れていって、だんだん増えていって患者を増していくというつもりで、半数の職員をいま定員化しておるわけでございます。

○稲葉誠一君 一つの例で、いまの足利の療養所につくるものは、職員何人で始まる予定なんですか。

か。

○政府委員(若松栄一君) 一応新規の定員としては三十六人をいま予定いたしております。ただし、私ども、いま申しましたように、初めはごくわずかの患者を入れて訓練していくつもりでございますが、状況によりまして相当急速に患者を増えなければならぬというような事態が起こる場合には、欠員というものが現在いわゆる欠員不補充というところで凍結されておりますので、そのようでも臨時の措置を講じていくという心づもりで私どもはやっていくわけでございます。

○稲葉誠一君 このは、何ベッドで、あれですか、全体の建設計画という予算なんかどういふふうになっていくんですか。いま進捗状況はどうなんですか。

○政府委員(若松栄一君) 重症心身障害児の施設につきましても、国立療養所に併設された分の運営費は、私どもの国立療養所の予算で計上いたしております。これは人件費その他を含めて五千七百円ほど計上いたしております。なお、建設費につきましても、これは児童局が全面的にこの地方自治体あるいは民間の施設がこれを設置する場合に補助金等も出しておりますので、一応建設費につきましてもは児童局が責任を持ち、国立の分はその分を医療局に移しかえをいたして現在建築を始めておるわけでございます。

○稲葉誠一君 そこで、ベッドの数はあるけれども職員が足りないというか、初めから集まらないといふことなんですか、こういう人たちの父兄の会がありますね。父兄の会の人を一人一人呼びつけたと言ふと語弊がありますが、呼んで、昼夜分けてこへ来てサービスで勤務してくれと、こういうことを頼んでいるんですか。これは全国的にこういうことをやっているんですか。あるいは、そういうことをやっているんですか。

○政府委員(若松栄一君) 御承知のように、秋津あるいは琵琶湖学園というところでも看護職員がどうしても集まらないというので、秋田から若い娘さんたちが集団で来て手伝っていたいたような例もございまして、職員を集めることは非常に困難でございます。そういう意味で、万が一職員の募集その他が非常に困難な場合には、ある程度父母の会というふうな方々にひとつ御協力いただきたいというふうなお話を申し上げていくことは事実でございます。しかし、職員の不足分を補うためにそれ昼夜交代で来て働けというふうな言い方はいたしておるはずがないわけでございます。

○稲葉誠一君 そうですかね。父兄の会とか社会福祉協議会の人に、来て手伝ってもらいたいというところで、何か一人一人当たっているように、昼と夜と分けて、一日三名くらい来てくれというのをやっているんじゃないですか。足利の実情をよく調べてくれないか。あるいは私の聞いているのは間違いかもわかりませんが、ぼくらはそういうふうには聞いていないんですが、そうすると、初めから職員が集まらないという前提で、そういう父兄とか社会福祉協議会の人たちを呼んで、やってくれという行き方は、これは非常に注意深く先を見越してやっているのかもしれないけれども、少し本末転倒している、こう思うんですがね。それで、あれですか、こういふときには、職員を集めるための当然努力はしているわけなんじゃない。それから見ても、あれじゃないですかね、こういう人たちにも助けてもらおう、手の足りないところをやってももらおうといふことを前提にやっているというの、筋がおかしいと思ふのですがね。実情をよく調べてくれないか。私が聞いたのはそういうふうには聞いていますが、多少あるいはオーバーに聞いているかも知れませんが、それから、この建設計画が明らかにされておらないというので、父母の会の人たちは、何ができるんだらう、どの程度のものができるといふことについて、非常に困っているわけなんですかね。です

から、この点なんかも、明らかに父母の会の人たちに、手伝つてくれ、手伝つてくれと言っているのに、内容はさっぱりわからないで手伝つてくれと言ひから、わけがわからないと言ひますが、これなんかよく話し合つたらいいと、こう思ひますがね。

そこで、ほくは療養所の患者の人權問題という形で取り上げてきたわけですが、最初に言つた二つの例ですね、トイレに行つて亡くなつて三時間も発見されなかつたという例とか、酸素が切れてしまつて亡くなつたという例、こういう事実について、ことにあの酸素の問題なんかについては、事実関係がまだ明らかでないから、もつと調べていただきたいと思ひますが、療養所はお医者さんの定員があるわけでしょう。それが極端に不足しているところがあるのではないですか。定員としては載っているのです。載っているのだけれども、実際にはいないというのがあるんじゃないですか。

○政府委員(若松栄一君) 療養所の医師の定員につきましては、一月一日現在で療養所の充足率が約九八%でございます。したがつて、非常に充足率がいよいよ見えるわけでございますが、現実、個々の施設に当たつてみますと、非常に充足率の悪い施設がございます。先般来国会でも問題になつたことがございますが、所長が一人しかいないというような施設もございまして、八〇%以上充足しているものが七三%ございまして、逆に二七%は八割以下の充足率しかないというのが事実でございます。

○稲葉誠一君 定員としては載っているんですけど、実際にはいないというのが多いんじゃないですか。たとえば足利の療養所は、定員六名でしよ。で、勤務しているのが三名しかないというんですね。あとの三名は、失礼な話だけれども、一人の方は体が弱くて療養中だ、一人は茨城のほうへ転勤された、一人は医務課長さんが結核が再発して退職をしまつたというんでしよ。三名しかいないでしよ。三名のうち、一名の方は女

の方で、結核の回復者なんです。そういう形で、半分以上は不安なわけなんです。だから、この患者たちは非常に不安を持っているわけですね。だから、外科手術なんか率直の話——とてもこんなことを言うのはあれですけども、ことばを濁しますけれども、不安がついてるわけですね。外科医をくれくれということを感じてゐるわけですね。ここじゃ手術ができないということなんです。だから、患者がここに入りたがらないということができるんじゃないですか、半分しかいないというところが。外科医がいなくて、半分しかいないというところ。外科医がいなくて、

で、結核の回復者なんです。そういう形で、半分以上は不安なわけなんです。だから、この患者たちは非常に不安を持っているわけですね。だから、外科手術なんか率直の話——とてもこんなことを言うのはあれですけども、ことばを濁しますけれども、不安がついてるわけですね。外科医をくれくれということを感じてゐるわけですね。ここじゃ手術ができないということなんです。だから、患者がここに入りたがらないということができるんじゃないですか、半分しかいないというところが。外科医がいなくて、

○政府委員(若松栄一君) 御承知のように、だんだん結核療養所が患者が減つてまいつております。非常に急速に患者が減つてまいつたために、結核医療というものの対する魅力といふかあるいは将来性といふものを見越して新たに結核をやるという医師が非常に少なくなつてきておることは確かでございます。そのために、療養所の医師の定数も逐次充足率が悪くなりつたおるといふのもまた事実でございます。現実には五〇%にも満たないというような施設が少数ではございますが、あるわけでございます。まあ六〇%以下しかないという施設が七施設もあるという事実がございまして、足利辺がちょうどその境目あたりに位置しているわけでございます。そういう意味で、ある意味では結核療養所の機能的な再編成といふことを考えなければならぬ段階でございます。たとえば高度の手術を要するような患者はできるだけ設備と職員をそろつた療養所に送つていただくという形で、いわゆる基幹療養所といふものを現在整備いたしております。基幹療養所は、鉄筋コンクリートで高層建築で、一般の病院に決して劣らないものをすでに相当数設置いたしております。将来はそういうふうな機能的な再編成をやつて、すべての療養所、百ベッドの療養所も、三百ベッドの療養所も、五百ベッドの療養所も同じ機能ということではなしに、それ

ぞれ施設の能力に応じた収容体系を整えていくということが必要であると考えております。そのようにして施策を進めているわけでありまして、

○稲葉誠一君 将来の施策は施策として十分考えていたかきやならないわけですが、現実にはこゝでは六名のうち三名しか勤務しておられない、こういうことなんです。何かあつた場合に外科手術はそこできるといふことでやはり安心して入つていられるわけですね。それが、外科のお医者さんがないということになつてくると、いふのかわかりませんが、実際落ちてゐる入つていられないわけですね。こういうやつぱり精神的な不安といふものがこういう結核患者には特に悪いわけですから、なくさなければいけないと思ひます。そこで、この療養所に対して、たとえば患者が外科医をよこしてくれ、こう言つてゐるわけですから、それについてどういふふうな手当てを厚生省としてされたのか、これを承らしていただきたい、こう思ひますが。

○政府委員(若松栄一君) ちょっと関連いたしますが、先ほど申しましたように、療養所の機能的再編成といふことを考えなければならぬ。特に結核療養所における外科手術といふものは、いわゆる救急的な外科手術ではございませんで、前から十分な検査をして、手術するかしないかといふことを非常に慎重にきめて手術をするものでございまして、したがつて、その施設で手術ができれば、ほかの施設に移して手術をするといふことは当然可能なこととございまして、そういう方法も、むしろ将来はそういう方向に行くべきものと考えているわけでございます。

なお、足利療養所の場合は外科医が欠けておりまして、外科医を何とか補充しようといふことで努力をいたしておりますけれども、結核の外科医それ自体がだんだん少なくなつてきております。したがつて、新たに結核の外科医といふものがほとんど出てまいりません。そういう意味で、むしろそういう結核の外科の専門家といふものは基幹

的な療養所にだんだん集まつてくる、集めておかざるを得ないという事態が出てまいつております。そういう意味で、足利に専門の外科医を求めてもなかなか困難であるというのが実情でございます。たとえば基幹療養所である東京療養所から派遣するかといふような話もございまして、けれども、大きな手術になりますと、一人ではなかなかむずかしい。そうなりますと、やつぱり一人をそこに無理して派遣するよりも、むしろ適切な療養所に移してやるほうがいいということから、なかなか補充、充足がつかないのが現状でございます。

○稲葉誠一君 現実に入つてゐる患者としては、自分のところに外科医がおらない、しかもいい外科医がおらないといふことだと——それは急に手術になるのじゃないかと、長い間いろいろの診察をして手術になるといふような状態もわかりませんけれども、それは理屈であつて、精神状態からいふと非常に不安な状態になつてきて、それが病気に与える影響も大きいんじゃないか、こういうふうにも考えるわけですね。

きょう私がお聞きしたのは、お医者さんなり看護婦さんなりが足りないといふことなり、そういうようなことから来る、結核の患者が入院して非常に不安な状態にある、患者の人權といふものが十分に守られておらない状況が現実医療制度の中にあらわれておると考えるので、その点について非常にきつて概括的なこととすけれども聞いたわけですね。厚生省当局の答弁というものは、それは厚生省側の立場といふものをあらわしているのだと思ひますけれども、結核がいわば斜陽といふか減つてきたといふことで、ほかへ重点が移つてゐる、だからといふのでこの問題に対する取り組み方が足りないような印象を私は与えられるわけ、ほくもこういふ病院へよく行きますから、行つて実情を調査します。その中でさらに問題点を出して、これは本来ならば厚生省関係ですから社労で聞くのが筋かも知れませんが、いづれにいたしましても、社労なりあるいは

きょう私がお聞きしたのは、お医者さんなり看護婦さんなりが足りないといふことなり、そういうようなことから来る、結核の患者が入院して非常に不安な状態にある、患者の人權といふものが十分に守られておらない状況が現実医療制度の中にあらわれておると考えるので、その点について非常にきつて概括的なこととすけれども聞いたわけですね。厚生省当局の答弁というものは、それは厚生省側の立場といふものをあらわしているのだと思ひますけれども、結核がいわば斜陽といふか減つてきたといふことで、ほかへ重点が移つてゐる、だからといふのでこの問題に対する取り組み方が足りないような印象を私は与えられるわけ、ほくもこういふ病院へよく行きますから、行つて実情を調査します。その中でさらに問題点を出して、これは本来ならば厚生省関係ですから社労で聞くのが筋かも知れませんが、いづれにいたしましても、社労なりあるいは

きょう私がお聞きしたのは、お医者さんなり看護婦さんなりが足りないといふことなり、そういうようなことから来る、結核の患者が入院して非常に不安な状態にある、患者の人權といふものが十分に守られておらない状況が現実医療制度の中にあらわれておると考えるので、その点について非常にきつて概括的なこととすけれども聞いたわけですね。厚生省当局の答弁というものは、それは厚生省側の立場といふものをあらわしているのだと思ひますけれども、結核がいわば斜陽といふか減つてきたといふことで、ほかへ重点が移つてゐる、だからといふのでこの問題に対する取り組み方が足りないような印象を私は与えられるわけ、ほくもこういふ病院へよく行きますから、行つて実情を調査します。その中でさらに問題点を出して、これは本来ならば厚生省関係ですから社労で聞くのが筋かも知れませんが、いづれにいたしましても、社労なりあるいは

きょう私がお聞きしたのは、お医者さんなり看護婦さんなりが足りないといふことなり、そういうようなことから来る、結核の患者が入院して非常に不安な状態にある、患者の人權といふものが十分に守られておらない状況が現実医療制度の中にあらわれておると考えるので、その点について非常にきつて概括的なこととすけれども聞いたわけですね。厚生省当局の答弁というものは、それは厚生省側の立場といふものをあらわしているのだと思ひますけれども、結核がいわば斜陽といふか減つてきたといふことで、ほかへ重点が移つてゐる、だからといふのでこの問題に対する取り組み方が足りないような印象を私は与えられるわけ、ほくもこういふ病院へよく行きますから、行つて実情を調査します。その中でさらに問題点を出して、これは本来ならば厚生省関係ですから社労で聞くのが筋かも知れませんが、いづれにいたしましても、社労なりあるいは

個々の委員会なりでもう少し問題を掘り下げた形で聞いていきたい、こういうふうに考えるわけだ。

厚生省関係は一応これで終わりました、法務省の人権擁護局に、これはきょうは内容を聞くのではなくて、資料として出していたきたいのは、人権擁護局が各地にあります、そこで現在問題として取り扱われているのは具体的にどういうふうなものがあるか、各地ごとにそのことについての一覧表みたいなものを出していただきたい、こういうふうに思います。これはすぐというわけにいきませんから、まあ二週間ぐらいかかるでしょうから、かかった後に資料として出していただけて、それに基づいて私は聞いてみたいと思います。同時に、非常におくれているのがあるわけですね。人権擁護局は権限を持っておりませんが、おくれるのはある程度やむを得ないのがありますが、非常におくれているのがあります。いずれにいたしましても、そういう一覧表をぜひ出していただけて、それに基づいて聞いていきたいと思ひます。それから、その中で、一人権擁護制度というものをどういうふうに改善していきたいとか、現在の人権擁護制度にどこにどういう欠陥なり何なりがあるかというふうな点についても、これはもう少し――局長さんは新しく来られたわけでしょうけれども、いずれにいたしましても、そういう点などをまとめた形でお答えを願えるように準備していただきたい、こういうふうに考えます。二週間もあればできますか。ちよつと短いですか。――各地においてどういうふうに取り扱っているかという大きなものです。こまかいものはいいですよ。おもなものではけっこうです。

○政府委員(堀内恒雄君) ただいまの御質問の中で、各地とおっしゃるのは、全国という……。

○稲葉誠一君 ええ、日本のやつです。

○政府委員(堀内恒雄君) それから現在の問題点

とおっしゃるのは、医療関係だけでなく、取り扱っている人権擁護事件すべてですか。

○稲葉誠一君 ええ。

○政府委員(堀内恒雄君) 大体二週間できると思ひます。

○稲葉誠一君 あまりこまかいのはいいですよ。たとえばこの法務局ではどういふのをとおもに取り扱っているかという概括的な問題でいいと思ひます。それは人権擁護局だけで取り扱っている数字です。ところが、人権擁護委員会のほうで、局とは離れてやっているのがあります。特殊にやっているのがあるわけですね。そういうのも調べ一緒にしていただきたい、こう思ひます。

○委員(和泉寛君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和泉寛君) それでは速記をつけて。今日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分散会

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、執行官法案
執行官法案
執行官法案

〔職務〕

第一条 執行官は、次の事務を取り扱う。

一 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)、競売法(明治三十一年法律第十五号)その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務

二 民事訴訟法の規定による強制執行、競売法の規定による競売その他私法上の権利を実現し又は保全するための手続を構成する物の保管、管理、換価その他の行為に係る事務で、裁判において執行官が取り扱うべきものとされたもの

(事務の処理)

第二条 執行官は、申立てによりその事務を取り扱う。ただし、裁判所が、その係属する事件の手続の一部として、直接に執行官に取り扱わせる事務については、この限りでない。

2 執行官の事務の分配は、所属の地方裁判所が定める。ただし、前条第二号の事務のうち裁判において特定の執行官が取り扱うべきものとされた事務は、その執行官が取り扱う。

(除斥)

第三条 裁判官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 執行官又はその配偶者が、当事者(刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む。以下同じ。)であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは遺囑義務者の関係にあるとき。

二 執行官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

三 執行官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四 執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

(職務執行区域)

第四条 執行官は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、所属の地方裁判所の管轄区域内においてその職務を行なう。

(不服の申立て)

第五条 申立てにより取り扱う事務についてした執行官の処分(手数料及び費用の額の計算を含む。)に対する不服の申立てについては、民事訴訟法又は競売法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議の例による。

(金銭の保管)

第六条 執行官が職務の執行として差し押え、又は交付を受けた金銭は、これを受け取るべき者に直ちに交付し、又は供託するものを除き、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官の所属の地方裁判所が保管する。

(手数料及び費用)

第七条 執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、及び職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける。

(手数料を受ける場合)

第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受けるものとする。

一 文書の送達(執行行為に属するものを除く。)

二 差押え又は仮差押え(民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続において行なわれるものを除く。)

三 民事訴訟法第五百八十六條第二項の規定による照査手続に係る事務

四 換価のために有体財産の引渡しを受けること。

五 競売又はその他の方法による換価の実施(民事訴訟法第五百八十二條又は第五百八十三條に規定する事務を含む。)

六 特定の動産又は代替物の一定の数量を債務者から取り上げて債権者に引き渡すこと。

七 不動産又は人の居住する船舶について債務者の占有を解いて債権者にその占有を得させること。

八 差押え又は仮差押えをした物を債務者その他の者に保管させた場合におけるその状況の点検

九 差押え又は仮差押えをした物を執行処分取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十 商法(明治三十二年法律第四十八号)、破産法(大正十一年法律第七十一号)又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一 拒絶証書の作成

十二 債務者が抵当証券の所持人に対して支払をしない旨の証明

十三 民事訴訟法第六百四十三條第三項の規定

による不動産の取調べ 十四 前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務 十五 民事訴訟法第七百三十三条第一項の規定による決定に基づく執行 十六 仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの 十七 前二号の事務以外の第一条第二号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの 十八 執行官は、前項各号の事務の実施に着手する前であつても、次の各号に掲げる場合においては、当該事務に係る手数料を受ける。 一 送達を行なうべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由によつて送達を実施することができなかつたとき。 二 前項第二号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事務について、競売の日時及び場所の公告その他最高裁判所の規則で定める当該事務の実施に必要な準備行為をした後において、民事訴訟法第五百五十条に規定する事由又は申立ての取下げその他当事者に存する事由により、その実施を取りやめたとき。 （手数料の額） 第九条 前条第一項第一号から第十六号までの事務に係る手数料の額は、事務の内容、当事者の受ける利益、物価の状況、一般資金事情その他一切の事情を考慮して、最高裁判所の規則で定める。 2 前条第一項第十七号の事務に係る手数料の額は、裁判において当該事務を執行官が取り扱うべきものとした裁判所が定める。 （費用の種類） 第十条 執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。 一 郵便料及び電信電話料	二 公告の費用 三 民事訴訟法第五百三十七条に規定する立会人の日当及び旅費 四 鑑定人の日当、旅費、宿泊料及び報酬 五 技術者及び労働者の手当 六 民事訴訟法第五百八十二条又は第五百八十条に規定する事務を行なうための費用 七 物の運搬、保管、監守及び保存の費用 八 果実収穫の費用 九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用 十 物の現況を記録するために撮影する写真の費用 十一 民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用 十二 執行官の旅費及び宿泊料 2 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。 3 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務する裁判所から一キロメートル以上の地においてその職務を行なう場合及び執行官がその職務を行なうために宿泊を要する場合におけるこれらの費用とする。 （費用の額） 第十一条 前条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十二号の費用（鑑定人の報酬を除く。）の額は、最高裁判所の規則で定めるところによる。 2 前項に規定する費用を除くほか、費用の額は、実費の額による。 （支払義務者） 第十二条 執行官の手数料及び職務の執行に要する費用は、執行官が申立てにより取り扱う事務については申立人が、裁判所が直接に執行官に取り扱わせる事務については裁判所が、支払い又は償還する。ただし、法律に別段の定めがあるときは、その定めによる。	（手数料の弁済期） 第十三条 執行官は、各個の事務を完了した後又はこれを続行することを要しないこととなつた後でなければ、その事務についての手数料を受けることができない。ただし、第八条第二項に規定する場合又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。 （時効） 第十四条 手数料を受け、及び立て替えた費用の償還を受ける権利は、裁判所が支払い又は償還する場合を除き、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。 （予納） 第十五条 執行官は、申立てにより取り扱う事務については、最高裁判所の規則で定めるところにより、申立人に手数料及び職務の執行に要する費用の概算額を予納させることができる。ただし、申立人が訴訟上の救助を受けた者であるときは、この限りでない。 2 前項の概算額の予納は、執行官の所属の地方裁判所にするものとする。 3 申立人が第一項の概算額を予納しないときは、執行官は、申立てを却下することができ、執行官は、申立てを却下することなく、手数料及び費用の支払又は償還の義務を受ける。この場合においては、執行官は、予納を受けた裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受ける。 （訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合の特例） 第十六条 訴訟上の救助を受けた者の申立てによる強制執行についての手数料及び職務の執行に要した費用で、債務者から取り立てることができなかつたものがあるときは、執行官の請求により、国庫がこれを支給する。 （執行記録の保管等） 第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成する書類は、執行官が保管する。	2 当事者その他の利害関係人は、前項の書類その他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求め、前項の規定により書類の閲覧を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に手数料を納めなければならない。ただし、当事者が未済の執行記録の閲覧を求める場合は、この限りでない。 （贈本等の作成） 第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記録その他執行官が職務上作成する書類の贈本若しくは抄本又は執行官が取り扱つた事務に関する証明書の交付を求めることができる。 2 前項の規定により書類の交付を求めるには、最高裁判所の規則で定めるところにより、執行官に書記料を納めなければならない。 （援助） 第十九条 執行官は、その職務を行なうについて特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許可を受けて、他の執行官の援助を求めることができる。 2 前項の場合においては、各執行官は、それぞれその手数料を受け、及び職務の執行に要する費用につき、各別にその支払又は償還を受けるものとする。 （職務の代行） 第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の理由により必要があるときは、最高裁判所の規則で定めるところにより、裁判所書記官に執行官の職務の全部又は一部を行なわせることができる。 2 前項の場合においては、執行官の受けるべき手数料、第十条第一項第十一号及び第十二号の費用、第十八条第二項の書記料並びにその他の費用の償還金は、国庫の収入とする。 （国庫補助金） 第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料が政令で定める額に達しないときは、国庫からその不足額の支給を受ける。
---	---	--	---

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(執行吏規則等の廃止)

第二条 執行吏規則(明治二十三年法律第五十一号)及び執行吏手数料規則(明治二十三年法律第五十二号)は、廃止する。

(裁判所法の一部改正)

第三条 裁判所法(昭和二十二法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し、第一項及び第三項から第五項までの規定中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六十五条中「家庭裁判所調査官補」の下に「執行官」を加える。

(民事訴訟法の一部改正)

第四条 民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第九十八条第二項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第二百二十条第一号中「裁判費用」の下に「並執行官ノ手数料及其ノ職務ノ執行ニ要スル費用」を加え、同条第二号中「執行吏」を削る。

第二百二十三条中「執行吏」を「執行官」に改め、「報酬」の下に「又ハ手数料」を加える。

第二百六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第七百七十四条を次のように改める。

第七百七十四条 削除

第五百三十一条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五百三十三条中「債権者執行力アル正本ヲ交付シテ強制執行を委任シタルトキハ執行吏ハ特別ノ委任ヲ受ケザルトキト雖モ」を「適法ナル強制執行ノ申立アリタルトキハ執行官ハ」に改

める。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十四条 執行官ハ執行力アル正本ヲ所持スルニ非ザレバ債務者及び第三者ニ対シ強制執行及び前条ニ掲ゲタル行為ヲ為スコトヲ得ズ

第五百三十五条第一項及び第五百三十六条から第五百三十八条までの規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百三十九条第一項中「夜間及び日曜日並ニ一般ノ祝祭日ニハ」を「日曜日其他ノ一般ノ休日又ハ午後七時ヨリ翌日ノ午前七時マデノ間ニ於テハ」に改める。

第五百四十条第一項及び第二項第六号中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百四十一条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「第六十七條」を削る。

第五百四十四条第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改める。

執行官ガ強制執行ノ申立ヲ却下シタル場合ニ於ケル異議ニ付テモ亦前項ト同様トス

第五百六十六条第一項及び第三項、第五百七十条第二項及び第三項並びに第五百七十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百七十二條中「執行吏」を「執行官」に改め、「債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セズシテ」を削る。

第五百七十三条、第五百七十四條第二項、第五百七十九條から第五百八十三條まで、第五百八十四條第一項及び第五百八十五條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百八十六條第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

既ニ差押ヲ為シタル後更ニ強制執行ノ申立アリタル場合ニ於テハ執行官ハ差押調書ニ基キ物ノ照査ヲ為シ未ダ差押ニ係ラザル物アルトキハ之ヲ差押ハ差押調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ若シ差押フベキ物アラザル

トキハ照査調書ヲ作り前ノ差押調書ニ之ヲ添附ス可シ

第五百八十八條、第五百九十條及び第五百九十一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百九十三条第一項中「其宛得金ヲ供託ス可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ヅ可ク其届書ニハ執行手續ニ關スル書類ヲ添附ス可シ」に改め、同条第三項を削る。

第六百三條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百三十五條第一項中「債権者ノ委任シタル執行吏」を「執行官」に改める。

第六百三十九條第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百四十二條中「金額ヲ供託シタル」を「事情ヲ届出デタル」に改める。

第六百四十條第二項及び第三項並びに第六百三十九條第四項中「仍ホ」を削る。

第六百四十三條第一項第三号中「反別若クハ坪數を地積」に改め、同項第四号中「建坪」を「床面積」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百五十五條中「鑑定人ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ其評價額ヲ以テ最低競売價額ト為ス」を「適當ト認ムル者ヲシテ不動産ノ評價額ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売價額ヲ定ム可シ」に改める。

第六百五十八條第五号中「日時及び競売ヲ為ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所」を「及ビ日時」に改める。

第六百五十九條第二項、第六百六十二條ノ二第三項、第六百六十三條、第六百六十四條、第六百六十六條第一項、第六百六十七條第三項、第六百六十八條、第六百六十九條第二項、第六百八十七條第三項、第七百三十三條第一項、第七百四十四條第一項及び第二項、第七百四十一條第二項、第七百三十三條、第七百三十一條第一項及び第三項から第五項まで並びに第七百五十條第四項中「執行吏」を「執行官」に改める。

(競売法の一部改正)

第五条 競売法の一部を次のように改める。

第三条第一項中「委任」を「申立」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に、「執行吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「委任」を「申立」に改める。

第四条及び第六條中「委任」を「申立」に、「執行吏」を「執行官」に改める。

第七條第三項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「委任者」を「申立人」に改める。

第十二條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第十四條第一項中「執行吏」を「執行官」に改め、同項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に、「委任状」を「競売ノ申立書」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十五條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第十六條中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十七條第一項中「執行吏」を「執行官」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に改め、同条第二項中「裁判ハ」の下に「異議ノ」を加える。

第十九條中「執行吏」を「執行官」に改める。

第二十條中「執行吏」を「執行官」に、「委任者」を「競売申立人」に改める。

第二十一條第一項中「委任」を「申立」に、「取消ス」を「取下グル」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十二條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十五條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 裁判所ハ適當ト認ムル者ヲシテ競売ニ付スベキ不動産ノ評價額ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売價額ヲ定ムベシ
第三十六條及び第四十條第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。
(執行吏の身分についての経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に執行吏に任命されてゐる者は、別に辞令を発せられなければならないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

(執行吏の取り扱つた事務等についての経過措置)

第七條 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執行吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前に旧執行吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて執行吏がした強制執行その他の職務行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつて執行官がしたものとみなす。

3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執行吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。

4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執行吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対して当事者その他の関係人がした行為について準用する。

(手数料及び立替金についての経過措置)

第八條 この法律の施行前に完了し又は続行することを要しないこととなつた各個の事務及びこの法律の施行前に着手されこの法律の施行の際まだ完了していない各個の事務に係る手数料及び立替金の額については、なお従前の例による。この法律の施行前に第八條第二項各号に掲

げる場合に該当した各個の事務に係る手数料及び立替金の額についても、同様とする。

2 この法律の施行前に、執行吏又は旧執行吏規則の規定により執行吏の職務を行なう裁判所書記官が、旧執行吏手数料規則の規定により予納させた手数料及び立替金は、この法律の適用については、執行官又はこの法律の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官が、この法律の相当規定によつて予納させたものとみなす。

(告知書等の送付についての暫定措置)

第九條 執行官は、当分の間、第一条に定めるもののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。

2 第八條第二項第一号及び第九條第一項の規定は、前項の事務につき執行官が受ける手数料について準用する。

(金銭の保管等についての暫定措置)

第十條 第六條の規定による金銭の保管及び第十五條の予納金の予納については、当分の間、第六條及び第十五條第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の規則で別段の定めをすることができ

2 刑事事件及び少年の保護事件における書類の送達については、当分の間、この法律中手数料に関する規定を適用しない。

(臨時の職務の代行についての暫定措置)

第十一條 執行官は、当分の間、所屬の地方裁判所の許可を受けて、この法律の施行前に旧執行吏規則第十一條第一号から第三号までのいずれかに該当した者又はこの法律の施行の際現に執行吏事務処理規則(昭和二十八年最高裁判所規則第二十三号)第十二條第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。

2 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執行吏規則第十七條の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならぬ。

(退職後の給付等についての検討)

第十二條 執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(退職後の年金についての暫定措置)

第十三條 前条の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、国務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は増加恩給に相当する恩給を受ける。

2 前項の恩給の年額は、第二十一條の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただし、前条の退職手当に関する措置が講ぜられた後の退職に係る前項の恩給の年額については、この限りでない。

(恩給についての経過措置)

第十四條 この法律の施行前に給与事由の生じた旧執行吏規則に基づく恩給については、なお従前の例による。

2 前項の規定によつて従前の例によることとされる恩給は、前条の規定により執行官が受ける恩給とみなす。

3 この法律の施行前に執行吏又は執行吏として在職した者が執行官に任命された場合においては、その者が執行吏又は執行吏として在職した期間は、前条の規定の適用については、執行官として在職した期間とみなす。

(民事訴訟費用法の一部改正)

第十五條 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 執行官ノ手数料及び其職務ノ執行ニ要スル費用ハ執行官法ノ規定ニ從フ

第十六條第一項中「執行吏手数料規則」を「執行官法」に改める。

(民法の一部改正)

第十六條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一百七十一條中「及び執行吏」を削る。

第一百七十二條中、「公証人及び執行吏」を「及び

公証人」に改める。

(民法の一部改正に関する経過措置)

第十七條 この法律の施行前に執行を終えた職務に關して受取つた書類についての執行吏の責任の消滅時効については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に関する債権及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が終了した場合におけるその事項に関する債権についても、同様とする。

(商法施行法の一部改正)

第十八條 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百八條第一項中「執行吏」を「執行官」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十九條 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

訴訟費用臨時措置法

第一条中「刑事訴訟費用、執行吏手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。

第四条から第六条までを削る。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第二十條 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「第四号」を「第五号」に改める。

(公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第二十一條 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「訴訟費用等臨時措置法」を「訴訟費用臨時措置法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法の一部改正)

第二十二條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法(昭和二十七年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中「債権者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三條 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「又は執行吏」を「執行吏又は執行官」に改める。

(商法等の一部改正)

第二十四條 次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十條第二項

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)第八十三條第三項

三 破産法第百八十六條第一項及び第百八十八條

四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第二十七條第二項

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第六十九條の二

六 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四百四十七号)第六條第六号

七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三條の三第二項

八 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)第二條

九 会社更生法第四十一條第三項及び第百七十七條

十 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十三年法律第九十四号)第三條第二項及び第三項、第五條第一項、第六條、第七條、第十條第三項、第十一條第三項、第十七條、第二十一條第二項、第二十三條、第二十四條並びに第二十六條第二項

十一 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十條

十二 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)第二條第十三号及び第五十五條第三号

(国民年金法の一部改正)

第二十五條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第三号中「執行吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく」を「執行官法(昭和四十一年法律第 号)附則第十三條の規定に基づく」に改める。

(通算年金通則法等の一部改正)

第二十六條 次に掲げる法律の規定中「執行吏規則(明治二十三年法律第五十一号)」を「執行官法(昭和四十一年法律第 号)附則第十三條の規定」に改める。

一 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)第四條第二項第二号ホ

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三條第二項第十二号

三 特別児童扶養手当法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三條第二項第十二号

(国民年金法等の一部改正に関する経過措置)

第二十七條 旧執行吏規則に基づく年金たる給付は、国民年金法、通算年金通則法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の適用については、附則第十三條の規定に基づく年金たる給付とみなす。

(就養規定)

第二十八條 他の法律中「執行吏規則」とあるのは「執行官法」と、「執行吏」又は「執行吏」とあるのは「執行官」と読み替へる。

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月三十日)

一、借地法等の一部を改正する法律案

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸拘置所尼崎支所を田近野に移転設置反対の請願(第二二九九号)

第二二九九号 昭和四十一年五月六日受理
神戸拘置所尼崎支所を田近野に移転設置反対の請願

請願者 兵庫県宝塚市蔵人字野畑七六九 和出一成外三名

紹介議員 中沢伊登子君

神戸拘置所尼崎支所は、現在尼崎市崇徳院にあるが、これを改築を機に尼崎市が用地をあつせんし、宝塚市及び西宮市に隣接する尼崎市の飛地、西尾陽字田近野に移転設置することは、左記理由により強く反対である。

理由

一、この地域は、阪神広域都市圏として将来発展の中核をなす重要な位置を占めており、さらに宝塚市の玄関口にあたりその影響は地方行政にとつて重大なものがある。

二、観光文化住宅都市を標ぼうする宝塚市にとつて年間数十万の観光客が往来する唯一の主要路線であり、また将来福祉、文教施設の計画があるため、当該地域に拘置所を設置することは市勢進展上致命的な障害となる。

三、付近にはすでに小学校、幼稚園、保育所、市営住宅、公務員住宅等の公共施設並びに一般住宅、工場、事業場があつて、今後なお発展が予想される地域であるため、拘置所設置により従来の環境は著しく破壊され、付近住民の生活不安、風紀その他青少年の育成に悪影響を及ぼすことはまことに甚大である。

第十七号中正誤

ベシ 段行 誤

四 一から終わり ヒその、 ヒその

五 四から終わり 努力 協力

六 一から終わり よると よる

八 二から終わり これを ことを

九 二から終わり シャット、アウ シャット・アウ

一〇 一から終わり 全員 全員

二五 一から終わり 問題 問題は

昭和四十一年五月三十一日印刷

昭和四十一年六月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局